

---

# 令和5年度 事業報告書及び財務諸表

自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日

---

1. 令和5年度 事業報告書
2. 令和5年度 財務諸表  
＜参考＞ 令和5年度 収支計算書(正味財産増減計算ベース)
3. 監事「監査報告書」(写)
4. 会計監査人「独立監査人の監査報告書」(写)

# 目 次

(ページ)

## 1. 令和5年度事業報告書

Ⅰ	総括的概要	1
Ⅱ	事業実施状況	
	1. 容り法に基づく再商品化の着実な実施	8
	2. プラスチック資源循環法に基づく新たな再商品化の確実な実施	11
	3. 再商品化事業の持続可能性確保に向けた取り組みの推進	13
	4. 不正行為等の防止と再商品化義務履行の促進	22
	5. リチウムイオン電池等危険物混入トラブル防止への取り組み	24
	6. 容器包装リサイクル等に関する啓発活動の展開と強化	24
	7. 関係主体間の連携の強化	30
	8. 事務局における計画的、継続的な人材育成と ICT (情報通信技術) 活用の促進	31
	9. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底	32
Ⅲ	会議開催状況	
	1. 第1回定時理事会・定時評議員会	33
	2. 第1回臨時理事会・第2回臨時理事会	38
	3. 第2回定時理事会・臨時評議員会	42
	4. 監事会	45
	5. 常設委員会	47
	6. 再商品化見通し等報告会	49
	7. その他諸会議等	49
Ⅳ	組織 (令和6年3月31日現在)	
	1. 組織図	50
	2. 役員 (理事・監事)・評議員及び会計監査人	51
	3. 常設委員会委員	53
Ⅴ	事業報告の附属明細書	57

## 2. 令和5年度財務諸表

(1)	貸借対照表	63
(2)	正味財産増減計算書	64
(3)	正味財産増減計算書内訳表	66
(4)	キャッシュ・フロー計算書	68
(5)	財務諸表に対する注記	70
(6)	附属明細書	72
(7)	財産目録	73
<参考>	令和5年度 収支計算書 (正味財産増減計算ベース)	74

## 3. 監事「監査報告書」(写)

79

## 4. 会計監査人「独立監査人の監査報告書」(写)

81

別紙1	市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況	59
別紙2	令和6年度再商品化の実施に向けて行った各種業務 (令和5年度)	61



令和5年度

# 事業報告書



## I 総括的概要

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により 2020 年 4-6 月期を底として大幅に落ち込んだ後、2022 年 2 月からのロシアによるウクライナ侵略や世界的な物価上昇等による振れを伴いながらも、徐々に経済社会活動の正常化が進んだ。

2023 年 5 月に新型コロナの感染症法上の位置付けが 5 類感染症に移行し、物価が 40 年ぶりに上昇するなどマクロ経済環境は大きく変化した。2023 年の GDP 成長率は、実質 1.9%、名目 5.7%と前年（各 1.0%、1.3%）よりも大きく伸び、特に名目 GDP は、2024 年 1-3 月期で約 599 兆円と過去最高値となり、コロナ禍前対比で欧州各国よりも力強く回復してきたことが窺える。

大企業を中心に業況や収益も改善し、春闘における 30 年ぶりの高い賃上げなど、日本経済には前向きな動きがみられる。しかし、必ずしもこうした動きが幅広く十分に賃金や投資に回っているとは言い難い。

個人消費は、2023 年春頃から持ち直してきた。秋頃には物価上昇とそれに伴う消費者の警戒感から一時的に持ち直しに足踏みがみられたが、同年末には消費者マインドは再び持ち直している。一方で、2023 年の雇用者報酬は実質で▲1.8%と 2 年連続マイナスとなっている。

雇用情勢については、2023 年の完全失業率はコロナ禍前（2019 年（2.4%））に近い水準で推移している。企業の人手不足感をみると、日銀短観の雇用人員判断 D I は、全産業全規模でバブル期以降最大の不足超となり、特に中小企業の非製造業では、過去最大の不足超となっている。

企業倒産件数は、コロナ禍の 2020 年は各種資金繰り支援もあり低下傾向で推移し、2021 年も一定程度抑制されていた。しかし 2022 年秋以降、経済活動の正常化とともに支援が終了していく中で増加傾向に転じ、民間調査会社によれば、2023 年度の倒産件数は 9 年ぶりに 9 千件超となった。その多くを中小企業が占め、人手不足を要因とする倒産が過去最多となっている。

以上のような経済社会の動向は、当協会の事業にも影響を及ぼしたと推測される。

市町村からの引取量は、令和 3 年度約 128 万トン（過去最多）から、4 年度約 125 万トン、そして 5 年度は約 119 万トン\*と 2 年連続で減少した。これは、新型コロナの 5 類感染症移行に伴う家庭外での飲食行動の増加、食料品はじめ物価の高騰と実質雇用者所得の減少等による買い控え等が影響していると考えられる。

（\*約 119 万トンには「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、プラスチック資源循環法という。）に基づく分別収集物（以下、プラ分別収集物という。）を含む）

再商品化実施委託契約を締結した特定事業者は、前年度の 80,120 社から 79,430 社と 690 社減少している。これには、中小企業の経営状況の厳しさも無関係とは言えないものと思われる。

再商品化製品販売量は、こちらも過去最多であった令和 3 年度約 100 万トンから、4 年度約 96 万トン、5 年度は約 92 万トン（前年度比▲4.5%）と前述の引取量に比例

し減少傾向にある。他方、再商品化事業者へ支払う委託料総額は、約 476 億円\*と前年度（約 455 億円）に比べ 4.5%増加しており、運搬費、人件費、諸経費の増大が大きく影響していると考えられる。PET ボトルについては、有償分収入が前年度約 201 億円から約 139 億円に減少しており、2022 年上半期に高騰した原油価格の沈静化に伴うバージン PET 樹脂価格の低下に連動し、PET ボトルの落札価格も逆有償に振れたものと推察される。

(\* プラスチック資源循環法第 33 条（認定計画に基づく再商品化）対応分約 9 億円を含む）

事業を取り巻く環境が変化する中、当協会は令和 5 年度から新たな一步を踏み出した。

容リ制度創設により平成 9 年（1997 年）に再商品化事業を開始して以来、当協会が行う再商品化事業の対象は、ガラスびん、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の 4 種類の容器包装に限定されていた。しかし令和 5 年度からは、プラスチック資源循環法に基づき、特定のプラスチック使用製品廃棄物（以下、製品プラ等という。）の再商品化も併せて実施することとなった。

当協会への再商品化委託の主体は、容器包装は特定事業者であるのに対し、製品プラ等は市町村であり、コスト負担もそれぞれが負うことなどから、令和 5 年度においては特にその区分管理の徹底とそれに基づく適正な再商品化の遂行に努めた。

様々な国内外の社会経済動向の変動がある中で、令和 5 年度においても着実に再商品化事業を遂行できたこと、そして新たにプラスチック資源のリサイクルに着手できたことは、関係各位のご理解と多大なるご協力、ご支援の賜物である。

なお、特に重点となる取り組みは以下のとおり。

### **【プラスチック資源循環法に基づく新たな再商品化の確実な実施】**

プラスチック資源循環法が令和 4 年 4 月に施行され、同法に基づき令和 5 年 4 月から、市町村による製品プラ等の分別収集・再商品化について、①容器包装リサイクル法（以下、容リ法という。）ルートを活用した取り組み、②国が認定する再商品化計画に基づく取り組みと、2 つのスキームによる運用が開始された。

当協会においては、製品プラ等を含むプラ分別収集物の適正な再商品化の実施についての確認および指導を重点的に行った。

また、国が認定する再商品化計画については、適正な再商品化を遂行する責任は市町村にあるが、当協会としては、プラスチック製容器包装（以下、容リプラという。）分の再商品化実施委託料が適正に支払われるべく、市町村・再生処理事業者の報告等を確認している。

### **【再商品化事業の持続可能性確保に向けた取り組みの推進】**

ガラスびん、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の 4 素材とも、再商品化事業者の業務管理については、再商品化及び製品販売の実績に関する

月次報告の精査と現地検査を主として行った。それにより再商品化実施委託契約の遵守状況を確認し、不適正行為に対しては適切かつ迅速に改善指導や措置を講じた。

また、現地検査においては再商品化の実施状況のみならず、安全・衛生管理、法令順守についての指導・アドバイスをを行ったほか、外部環境の変化に伴う事業への影響等についての情報収集等を実施した。

他方、再商品化製品の品質向上や残渣の削減等に向けては、分別基準適合物及びプラ分別収集物の品質調査を実施するとともに、引取対象市町村への品質改善に向けた取り組みの要請、アドバイスをを行った。加えて、市町村による独自処理の動きにも留意し、そうした動向に関する情報収集を行った。

### **【リチウムイオン電池等危険物混入トラブル防止への取り組み】**

当協会の分別基準適合物及びプラ分別収集物の再商品化委託事業者（令和 5 年度は 35 社）における、リチウムイオン電池等が原因と思われる発煙・発火トラブルの発生件数は、令和元年度に急増し、元年度 301 件、2 年度 285 件、3 年度 283 件、4 年度 285 件、令和 5 年度 251 件と依然予断を許さない状態で推移している。

こうしたトラブルは、リサイクルに極めて深刻な影響を及ぼしており、継続的にその対策に注力している。令和 5 年度においては、具体的対策として、関係者への働きかけを強化・継続するとともに、新たに生活者や自治体関係者に焦点を当てた情報共有も実施した。

### **【再商品化義務履行の促進、容リ制度等に関する啓発活動の展開・強化】**

容器包装リサイクル制度（以下、容リ制度という。）が導入され既に 30 年弱が過ぎているものの、未だ再商品化義務の不履行特定事業者が少なからず存在していると考えられる。

この対策として、フォローが必要と思われる事業者リストの作成と主務省への提示及び指導強化の要請、業界団体等に対する傘下の企業への周知・啓発に関する協力の依頼など、義務履行に向けたアプローチを強化し継続的に行った。こうした取り組みに伴い、令和 5 年度においては、過年度の再商品化義務不履行の遡及分について、389 社(前年度 420 社)から約 5 億 3 千万円（同約 5 億 4 千万円）の支払いを得た。

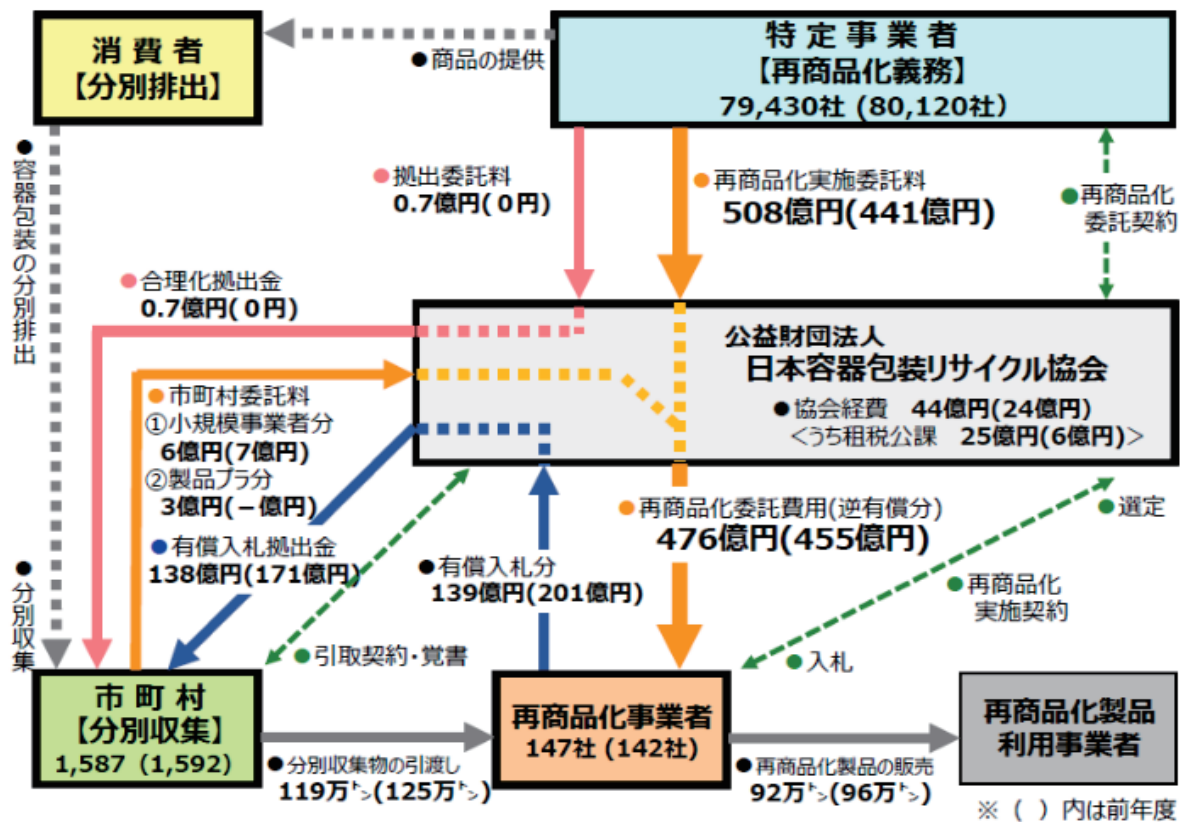
また、容リ制度への理解と協力を広く社会に促すため、4 年度に刷新した会報（容リ協ニュース）や年次レポートのコンテンツの拡充、環境に関する展示会「エコプロ」における展示内容・構成の大幅な見直しなど、広報・啓発活動の一層の改善、強化を行った。



## ◀再商品化実績▶

### 令和5年度の再商品化実績

(金額は消費税込)



令和5年度に、当協会に再商品化の実施を委託した特定事業者は、79,430社(前年度は80,120社)と4年連続で減少(前年度比▲690社)している。時系列で見ると、平成17年度に7万社を超え、ちょうど10年後の平成27年度に8万社台に達し、その後ほぼ横ばいの状況となっていたが、ここに来て減少傾向が続いている。

特定事業者が負担した再商品化実施委託料の総額は約508億円(前年度約441億円、前年度比+15.3%)、受託量は147万6,307トン(同137万4,021トン、前年度比+7.4%)であり、受託量の増加と再商品化コストの上昇が影響している。素材別でみると、再商品化実施委託料の約85%をプラスチック製容器包装が占めている。

他方、市町村からの4素材合計の容器包装廃棄物(分別基準適合物)及びプラ分別収集物の引取実績は、1,587市町村(前年度1,592)から、118万8,924トン(同124万9,524トン)であった。

引取量の推移をみると、平成23年度に120万トン台に達し、それ以降はほぼ横ばいから微増となり、新型コロナ禍中にあった令和3年度に過去最多(127万8,154トン)となった後、令和4年度、5年度と2年連続で減少している。この減少については、新型コロナや物価高騰による消費行動の変化のほか市町村による独自処理の影響も考えられる。

市町村からの引取量が60,600トン減少(前年度比▲4.8%)している一方で、特定事業者からの再商品化実施受託量は102,286トン増加(同+7.4%)してい

る。これについては、種々の要因が推察されるが、そもそも引取量は5年度の実績値であるのに対し、受託量は特定事業者が過年度の実績をベースに算定係数を乗じて当協会に申し込む量となっている。

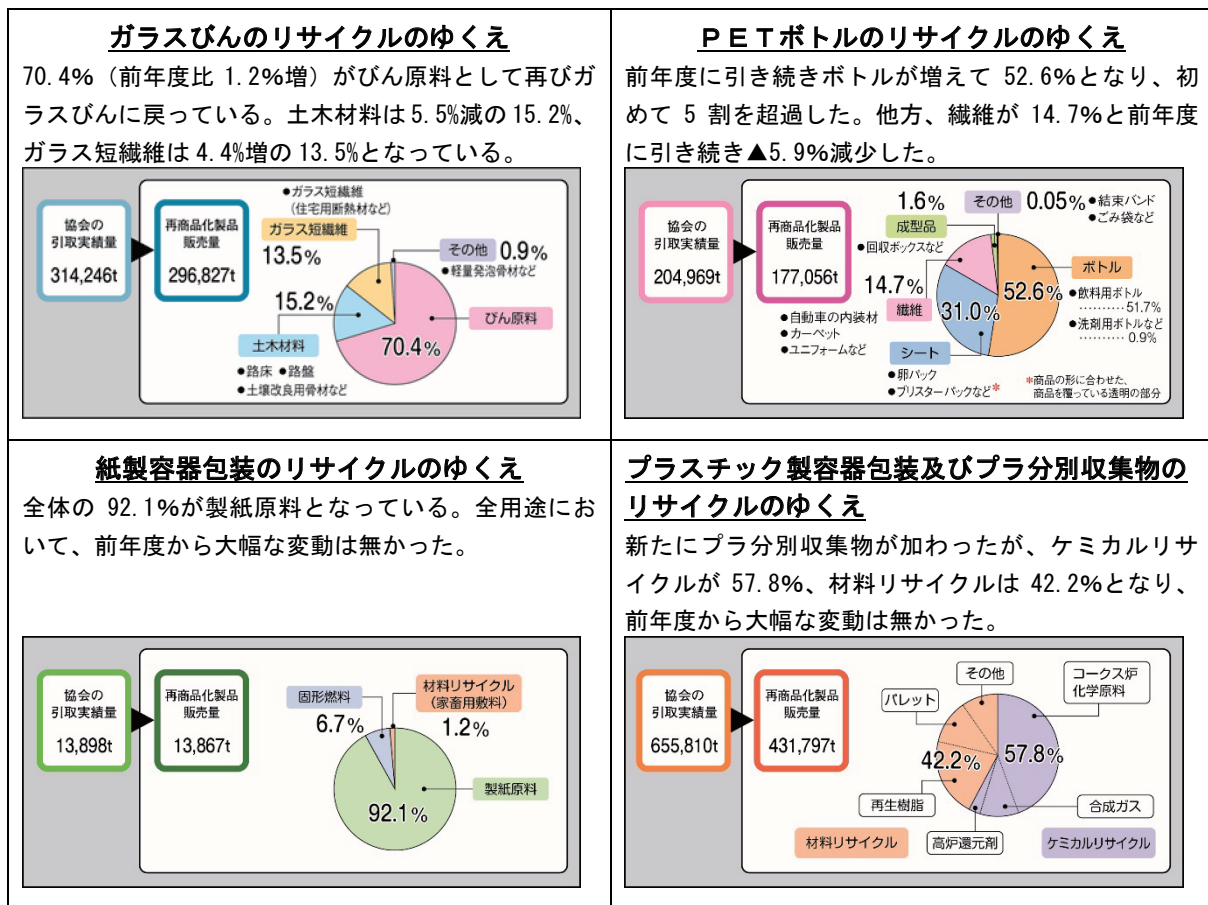
そして、この算定係数は、毎年国が定める再商品化義務量や特定事業者比率等に基づき算出され、5年度分に関しては複数の素材における算定係数が上昇し、これが受託量増加のひとつの要因としてあげられる。

再商品化事業者に支払う再商品化委託費用については、約476億となり、前年度より4.5%増加している。この要因としては、プラスチック資源循環法第32条対応の製品プラ等に係る費用(約3億円)増のほか、運搬費、人件費、光熱費など事業運営に要する様々な費用の高騰が推察される。そして、この影響を受ける再商品化事業の落札単価は、全素材で前年度よりも上昇した。

特にPETボトルに関しては、令和5年度の有償・逆有償を併せた通期の落札単価が▲52,444円/トンと、前年度(▲87,210円)から大きく逆有償に振れ、有償分比率も落札数量で97.0%(同98.9%)と前年度から低下した。この結果、有償分委託料(再商品化事業者が当協会に受託料を支払い再商品化を実施)は約139億3,700万円となり、前年度の約201億2,100万円から大幅に減少した。

再商品化製品販売量は、4素材(プラ分別収集物由来を含む)合計で91万9,547ト(前年度96万3,306トン、前年度比▲4.5%)となった。

### 素材ごとのリサイクルのゆくえ



※実績量を用いて計算しているため、再商品化製品販売量の利用用途割合の合計値は100%にならない場合がある。

## 《令和6年度再商品化事業の入札選定結果（落札状況）及び落札単価の推移》

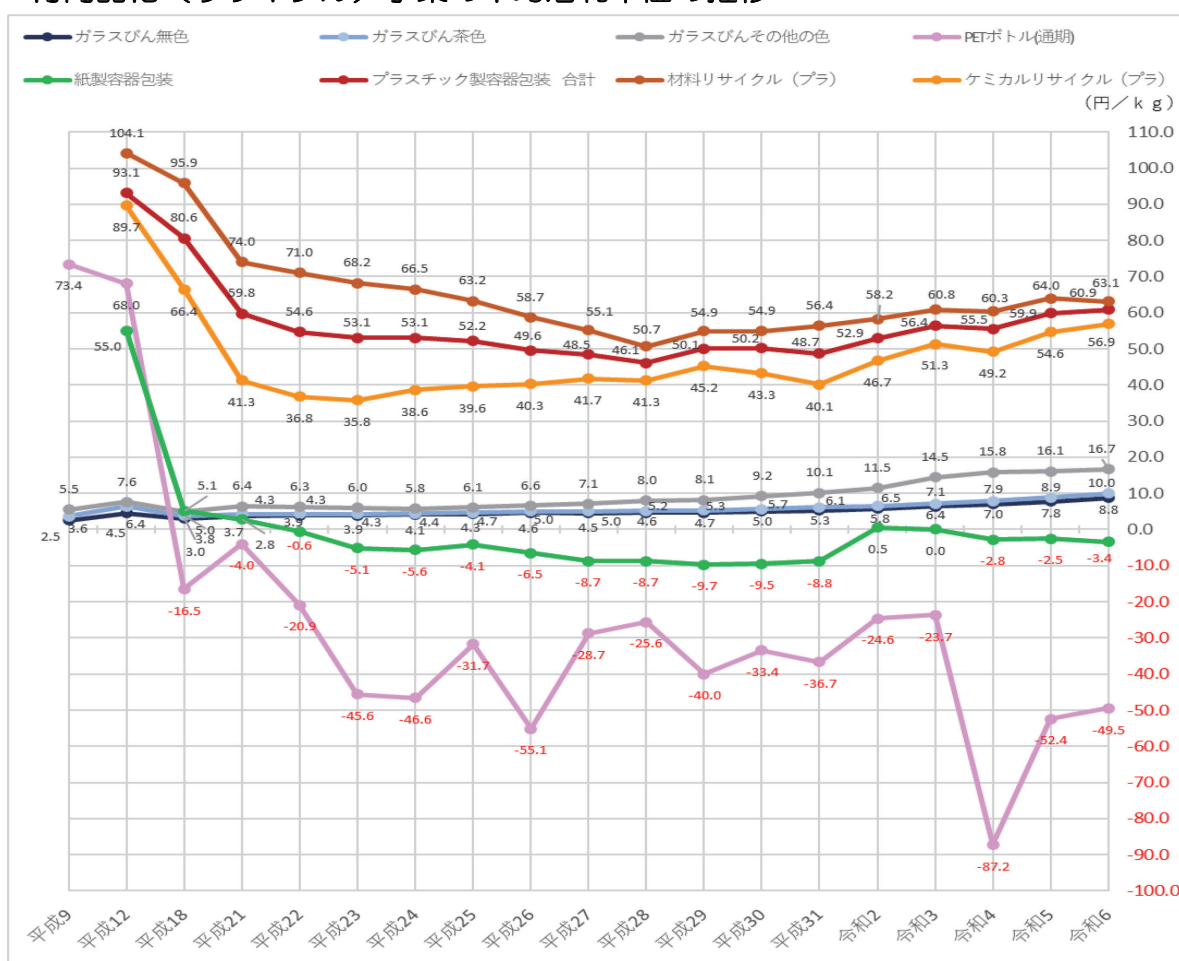
登録審査（令和5年7月登録申請、8～11月登録審査）に合格した事業者を対象に、令和5年12月～令和6年2月の間に（ガラスびん及び紙：12/20～1/31、プラスチック：12/20～1/12、PETボトル：1/12～1/31）、市町村の保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごと（プラ分別収集物を含む）に令和6年度の再生処理事業者（ガラスびん46社、PETボトル＜上期＞33社、紙42社、プラスチック36社）を決定し、再商品化実施契約を締結した。

なお、PETボトルについては年間2回（上期・下期）の入札を行っており、下期入札は令和6年9月末までに実施契約を締結すべく、同年7月に入札選定を行う。

（下表に掲載の令和6年度のPETボトルの平均落札単価は上期落札分）

素材ごとの落札結果などの詳細は、P-15～16参照。

### 再商品化（リサイクル）事業の平均落札単価の推移



※小数点第二位を切り捨てて表示、令和6年度のPETボトルの落札単価は上期分

令和6年度分の落札単価（加重平均）は、紙製容器包装は有償に振れた（▲883円）ものの、それ以外の素材は前年度よりも上昇した（ガラスびん合計+770円、PETボトル+10,850円(上期比較)、プラスチック製容器包装（プラ分別収集物を含めない）+1,182円）。この要因としては、運搬費、人件費、電気代、燃料費、など様々なコストの高騰が考えられる。

PETボトルに関しては、令和6年度上期の落札単価は-49,526円/トンと、前

年度同期（－60,376 円）よりも 10,850 円逆有償の方向に振れ、有償分比率は落札数量で 95.3%（同 98.3%）となった。

プラスチック製容器包装（プラ分別収集物を含む）の落札単価は、手法別に見ると、材料リサイクルは 63,131 円/トン（前年度比▲867 円、▲1.4%）と低下し、ケミカルリサイクルは 56,895 円/トン（前年度比＋2,335 円、＋4.3%）と上昇している。なお、プラ分別収集物の落札単価は 59,832 円/トンと前年度よりも 564 円下落した。

## Ⅱ 事業実施状況

容器法（第 21 条）に基づく指定法人として、またプラスチック資源循環法（第 32 条）に定めるプラ分別収集物の再商品化委託先として、さらにプラスチック資源循環法（第 35 条）による容器法の特例適用（分別基準適合物のみなし規定）に基づき、令和 5 年度においては、容器包装廃棄物及び製品プラ等の適正な再商品化等を行った。

このほか、再商品化事業の推進に資するため、i. 情報の収集・提供、ii. 調査研究、iii. 説明会の開催、iv. 関係機関等との連携に取り組んだ。

定款に定める通り、当協会の目的はこれら事業の実施によって廃棄物の適正処理と資源の有効利用を確保し、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することであり、常にこの目的を意識したうえで、業務の遂行に取り組んでいる。

令和 5 年度に実施した具体的な事業活動は、以下の通りである。

### 1. 容器法に基づく再商品化の着実な実施

指定法人である当協会が実施する再商品化業務は、商品の販売・輸入において容器や包装を用いる事業者及び容器を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）から受託した容器包装（ガラスびん（無色・茶色・その他の色の 3 区分）、PET ボトル、紙製容器包装、④プラスチック製容器包装の 4 素材）の再商品化業務、及び市町村から受託した小規模事業者分の容器包装の再商品化業務である。令和 5 年度からは、これに加え、プラスチック資源循環法に基づく事業も実施している。（その内容は、別途 P-11～13 の「2. プラスチック資源循環法に基づく新たな再商品化の確実な実施」に記載）

#### 令和 5 年度における特定事業者の再商品化義務総量

下段（ ）内は前年度の数值、単位：千トン

特定分別基準適合物	5 年度分別収集計画量 (a)	5 年度再商品化見込量 (b)	a、b いずれか少ない量を基礎に算出 (c)	特定事業者責任比率 (%) (d)	5 年度再商品化義務総量 (c) × (d) × 1/10 0
ガラスびん (無色)	265 (280)	156 (178)	156 (178)	96 (96)	149.76 (170.88)
ガラスびん (茶色)	210 (225)	160 (149)	160 (149)	88 (88)	140.80 (131.12)
ガラスびん (その他の色)	198 (191)	205 (131)	198 (131)	92 (92)	182.16 (120.52)
PET ボトル	334 (314)	640 (416)	334 (314)	100 (100)	334.00 (314.00)
紙製容器包装	94 (101)	304 (205)	※19 (31)	99 (99)	※18.81 (30.69)
プラスチック製容器包装	753 (728)	1,309 (1,016)	753 (728)	99 (99)	745.47 (720.72)

(備考) 1. 特定事業者の多くは、本表の義務総量に基づいて計算される「再商品化義務量」に応じた再商品化義務履行の代行を当協会に委託している。

2. (※) 紙製容器包装の令和 5 年度、4 年度の再商品化義務総量は、環境省が調査した市町村独自処理分（5 年度 75 千トン、4 年度 70 千トン）を差し引いた量（5 年度 19 千トン、4 年度 31 千トン）に、特定事業者責任比率（d）を乗じたもの。

主務大臣の認可を受けた素材ごとの令和5年度再商品化実施委託単価

素 材	再商品化実施委託単価<消費税抜き>	
ガラスびん	無色	6,000円(5,100円) / トン
	茶色	8,200円(7,200円) / トン
	その他の色	16,100円(23,600円) / トン
PETボトル	14,000円(5,000円) / トン	
紙製容器包装	23,000円(14,000円) / トン	
プラスチック製容器包装	58,000円(53,000円) / トン	

※( )内は前年度委託単価

(1) 特定事業者から再商品化を受託

当協会では、特定事業者から容器包装の使用量に応じた再商品化を受託するにあたり、オンラインまたは各地商工会議所・商工会を通じて申込みを受け付けた。令和5年度の特定事業者からの再商品化受託実績は次の通り。

令和5年度再商品化の受託実績(特定事業者分) ( )内は前年度

素 材	受託社数(注)	受託量(トン)	受託金額(千円) 消費税込
ガラスびん	2,911(2,942)	396,862(352,566)	4,573,192(4,122,543)
無色	2,464(2,487)	137,348(156,261)	906,494(876,625)
茶色	1,234(1,262)	106,940(102,558)	964,595(812,257)
その他の色	1,018(1,035)	152,575(93,747)	2,702,102(2,433,660)
PETボトル	1,162(1,179)	219,392(193,994)	3,378,642(1,066,969)
紙製容器包装	66,446(66,872)	21,837(35,598)	552,128(547,970)
プラスチック製容器包装	78,136(78,781)	838,215(791,862)	53,436,328(46,132,032)
合 計	79,430(80,120)	1,476,307(1,374,021)	61,940,290(51,869,513)

(備考) 1. 1社で複数の素材を扱っている場合もあるため、素材ごとの受託社数の合計と合計欄の受託社数は一致しない。また、受託社数は、一括代理人契約により本部等で一括申込みを行っているコンビニエンスストア(フランチャイズの直営店は除く)や新聞販売所等は個店を1社としてカウントしている。  
2. 本表の実績は、令和6年3月末日現在、確定精算前の数値。

(2) 市町村から再商品化を受託

①市町村負担分(小規模事業者分)

容器包装の再商品化義務の対象外となっている小規模事業者(容り法第2条第11項の四)に係る再商品化費用は市町村負担とされており、当協会では市町村と小規模事業者に係る再商品化の実施契約を締結し、令和5年度再商品化委託単価に基づき再商品化を受託・実施した。なお、PETボトルの利用・製造等事業者には小規模事業者が存在しないことから受託量0トンで再商品化費用は発生しなかった。

令和5年度再商品化の受託実績(市町村負担分) ( )内は前年度

素 材	受託量(トン)	受託金額(千円) 消費税込
ガラスびん	22,693(23,606)	271,474(343,178)
無色	3,522(3,613)	23,244(20,267)
茶色	10,505(10,870)	94,756(86,093)
その他の色	8,666(9,122)	153,474(236,818)
PETボトル	0(0)	※121(※124)
紙製容器包装	134(196)	3,384(3,020)
プラスチック製容器包装	5,594(5,602)	354,254(326,578)
合 計	28,421(29,404)	629,234(672,900)

(備考) 本表の実績は令和6年3月末日現在の数値。 ※圧縮梱包されていない丸ボトルの運搬費

## ②製品プラ等分

令和5年4月より、プラスチック資源循環法の新たなスキームに基づく再商品化事業を開始した。このうち、第32条対応（容リ法ルートを活用した再商品化）におけるプラ分別収集物中の容リプラ以外の製品プラ等については35市町村（38保管施設）から受託し、その量及び金額は以下の通りであった。

### 令和5年度再商品化の受託実績（製品プラ等分）（ ）内は前年度

素 材	受託量 (ト)	受託金額 (千円)	消費税込
製品プラ等	4,719 ( — )	324,939 ( — )	

(備考) 本表の実績は令和6年3月末日現在の数値。

## (3) 市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況

当協会では、全国1,741の市町村（令和5年4月30日現在、東京23区含む）のうち、1,587（前年度1,592）と令和5年度業務実施契約（プラスチック資源循環法の委託契約を含む）を締結した。当該市町村が家庭から分別収集する使用済み容器包装及びプラ分別収集物を保管する全国1,659（前年度1,645）の保管施設ごとに、入札を実施し、素材ごとに選定した再商品化事業者（2.（1）②参照）に再商品化業務を委託した。

令和5年度に市町村から引き取った使用済み容器包装の総量は、ガラスびん314,246トン（前年度比▲4.0%）、PETボトル204,969トン（同▲6.7%）、紙製容器包装13,898トン（同▲31.0%）、プラスチック製容器包装及びプラ分別収集物655,810トン（同▲3.9%、前年度はプラスチック製容器包装のみ）、合計1,188,924トン（▲4.8%）であった。

詳細は、別紙1「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」に記載の、①対象市町村数・保管施設数、②契約量・引取実績量・引取達成率、③再商品化製品利用状況のとおりである。

## (4) 再商品化実施委託料金及び抛出委託料金の精算

令和6年6月には令和5年度の再商品化実施委託料金の精算に加え、令和4年度の抛出委託料金の精算も行なう。個々の特定事業者の精算金額は、素材ごとに次の計算式で算出される。

(令和5年度分再商品化実施委託料金 精算金額)

$$\frac{\text{再商品化実施委託料金の精算金額 (B)} \times \text{個別特定事業者の令和5年度予定実施委託料金}}{\text{令和5年度再商品化予定実施委託料金の総額 (精算前 A)}}$$

【注】精算率 = B / A × 100%

(令和4年度分抛出委託料金 精算金額)

$$\frac{\text{抛出委託料金の精算金額 (B)} \times \text{個別特定事業者の令和4年度予定抛出委託料金}}{\text{令和4年度再商品化予定抛出委託料金の総額 (精算前 A)}}$$

【注】精算率 = B / A × 100%

## (5) 市町村への資金拠出

### ①容り法第10条の2に基づく市町村への資金の拠出

容り法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物に関する、異物混入や汚れ等の防止・低減努力等による品質面及び費用面での寄与に応じて資金拠出する仕組みである。各年度分を翌年9月に該当する市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）へ拠出している。

拠出額は下表のとおりであり、令和4年度分についてはPETボトルのみで、1,206市町村に対して7,034万円を令和5年9月末に拠出した。

合理化拠出金推移 (金額単位：億円)

	27年度分	28年度分	29年度分	30年度分	元年度分	2年度分	3年度分	4年度分
ガラスびん	—	—	0.22	—	—	—	—	—
PETボトル	0.12	0.61	0.12	—	—	—	—	0.70
紙製容器包装	0.04	0.03	0.01	0.01	0.00	—	—	—
プラスチック製容器包装	16.06	24.38	—	—	1.38	—	—	—
合計	16.22	25.02	0.35	0.01	1.39	0	0	0.70

### ②有償入札に伴う市町村への資金の拠出

PETボトル及び紙製容器包装の一部の有償入札（＝再商品化事業者が有償で再商品化を受託する入札）に伴う収入については、該当する市町村等に対して引取量及び落札単価に応じた資金拠出を実施した。令和5年度は、1,090市町村等へ約138億900万円（令和4年度は1,167市町村等へ約171億3,200万円）を拠出した。

なお、市町村ごとの拠出情報については、ホームページにて公表している。

有償入札に伴う拠出金推移 (金額単位：億円)

	27年度分	28年度分	29年度分	30年度分	元年度分	2年度分	3年度分	4年度分	5年度分
ガラスびん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—	—	—
PETボトル	65.65	51.68	77.83	73.24	87.69	77.02	60.43	170.33	137.15
紙製容器包装	2.11	2.17	2.31	2.23	2.08	0.66	0.57	0.99	0.93
プラ製容器包装	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	67.78	53.86	80.14	75.47	89.77	77.68	61.01	171.32	138.09

## 2. プラスチック資源循環法に基づく新たな再商品化の確実な実施

令和5年4月より、プラスチック資源循環法に則り、新たなスキームに基づく再商品化事業を開始した。

令和5年度に対象となった市町村・一部事務組合数は、第32条（容リプラと製品プラ等の一括再商品化）に基づくものが35、そして第33条（認定計画による再商品化）に基づくものが3であった。

これらの引取量（受託量）及び再商品化委託費については次表のとおり。



	市町村からの 引取量(トン)	再商品化委託費 (千円)
容リ法（従来ルート） プラ容器包装	621,804	41,943,276
<b>プラ法32条（容リルート） プラ容器包装</b>	<b>29,287</b>	
<b>プラ法33条（認定計画） プラ容器包装</b>	<b>14,867</b>	
合計	665,958	42,853,690

(参考)

令和4年度 容リ法 プラ容器包装	682,286	41,251,772
------------------	---------	------------

	市町村からの 引取（受託）量(トン)	再商品化委託費 (千円)
<b>プラ法32条（容リルート） 製品プラ等</b>	<b>4,719</b>	<b>290,688</b>

また、具体的な取り組みは次のとおり。

### (1) プラスチック資源循環法 第32条対応（容リ法ルートを活用した再商品化）

令和5年度からプラ分別収集物の再商品化が開始されたが、再生処理事業者はどのような製品プラ等がどの程度混入されているのか分からないため、大きな設備変更をしていない状況である。そのような状況の中、製品プラ等を含むベールを再商品化した時に、再生処理ガイドラインで定める収率や再商品化製品の品質基準を満たしているかを確認するため、プラスチック製容器包装の再商品化とプラ分別収集物の再商品化を区分けして管理・処理を行った。

令和5年度においては、プラ分別収集物の収率や再商品化製品の品質は概ねガイドライン基準を達成したが、一部に未達成の事例が発生し、これについては対策を実施し、改善されたことを確認している。

この他、市町村のプラ分別収集物の中に金属異物が多数混入し、再生処理施設を損傷する事案が発生しており、当該市町村には改善要請を行った。

全体を通して、令和5年度は市町村からの製品プラ等の申込みが少なかったため、大きな影響は出ていない。令和6年度以降は、製品プラ等の申込みが増加することが予想されるため注視が必要である。

### (2) プラスチック資源循環法 第33条対応（認定計画に基づく再商品化）

令和5年度において国から計画認定を受けたのは3市（仙台市、横須賀市、安城市）であった。

認定計画に基づく適正な再商品化を実施する責任は市町村にあるが、当協会としては、プラスチック製容器包装分の再商品化実施委託料を適正に支払うべく、以下の3点を確認している。

#### ① 生産管理月報の内容確認

毎月の適正な支払いを担保するため、生産管理月報の内容等をもとに確認している。一部の認定計画で計画通り再商品化が進まない事案があったため、国と相談のうえ支払いを留保したが、その後、問題が解消されたため支払いを行

った。

## ② 再商品化事業者への現地確認

年に 1 回以上実施する認定市町村による再商品化事業者への現地確認に、認定市町村の同意のもと当協会及び外部委託の調査員も同行した。

現地確認の同行時においては以下の内容を確認した。確認の結果、疑義が生じた場合は、国に報告することとしているが、令和 5 年度の現地確認では報告対象事案は無かった。

### 【現地確認同行時の当協会による確認項目】

NO	確認項目	確認内容
1	プラ分別収集物引取時の計量伝票	計量伝票と月報の数値
2	再商品化製品の引き取り伝票	引き取り伝票と月報の整合性
3	再商品化事業者による再商品化製品利用事業者への訪問記録	利用事業者における再商品化製品利用状況

## ③ プラ分別収集物の品質調査（組成調査）への立会い

市町村による期中のプラ分別収集物の品質調査については、当協会が立ち会った。プラスチック製容器包装と製品プラ等の判断について、誤った事例が散見されたため、市町村担当者に対して指導したうえで、プラスチック製容器包装・製品プラ等それぞれの正確な比率を算出した。

# 3. 再商品化事業の持続可能性確保に向けた取り組みの推進

## (1) 適正な再商品化業務の管理と更なる運用の改善

適正な再商品化の履行とコスト保持のため、登録制度を通じた再商品化事業者の選定と、入札制度を通じた競争による再商品化実施費用の決定を行っている。

### ① 令和 6 年度入札に向けた再商品化事業者登録

令和 6 年度再商品化業務への入札参加を希望する再商品化事業者の登録に関して、令和 5 年 7 月に募集、8～10 月に書面審査、現地審査を行った。その後、11 月には弁護士と消費者代表に外部監査人として臨席いただき登録審査過程・内容の透明性と公平性を担保しつつ、判定会議を開催し登録事業者を決定した。なお、令和 5 年度分入札からプラスチックに関しては、従来のプラスチック製容器包装廃棄物のみならず製品プラ等の再商品化業務の実施を希望する事業者についても登録の対象としている。

各事業者の審査は、再生処理施設の能力、再商品化製品の品質、販売能力や財政的基礎などに関し、第三者の専門機関の協力のもと再生処理ガイドラインや審査マニュアル等に照らし合わせて行った。なお、財政的基礎の審査においては、債務超過等の問題を有する事業者について必要に応じ中小企業診断士等

による財務診断を実施し、再商品化事業の委託に支障があると判断された事業者は欠格としている。

## ② 令和6年度再商品化事業者の入札選定

上記審査に合格し登録した事業者を対象として、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごと（プラ分別収集物を含む）の落札事業者を決定のうえ、再商品化実施契約を締結した。令和6年度再商品化事業に向けた入札選定結果（落札状況）は以下の通りである。

なお、PETボトルの入札は、経済情勢の急激な変動等が再商品化市場へ及ぼす影響に適切に対応するため、平成26年度以降は上期・下期の年2回入札を実施している。令和6年度分に関しては、上期分入札を令和6年1～2月に実施し、下期分入札については令和6年7月に行う予定である。

### イ) ガラスびん・紙・プラスチック

注：（ ）内は前年度

素 材		登録申込	登録	落札
ガラスびん		50社 (50社)	50社 (50社)	46社 (46社)
紙		49社 (52社)	49社 (52社)	42社 (43社)
プラスチック（容リプラ及び製品プラ等。白色トレイを除く。）	登録施設区分1	1社 (5社)	1社 (5社)	0社 (4社)
	登録施設区分2及び3	41社 (34社)	40社 (34社)	34社 (28社)
白色トレイ		3社 (3社)	3社 (3社)	2社 (3社)

- (備考) 1. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)は当協会ホームページで公表(令和6年4月)。  
 2. 本表の登録申込実績は登録書類選考時、登録実績は最終判定会議終了時の数値による。  
 3. 登録施設区分1の事業者は容リプラ対応の施設に、登録施設区分2及び3の事業者は容リプラ及び製品プラ等対応の施設に入札できる。(区分2は一般廃棄物施設設置許可のみ有り、区分3は産業廃棄物施設設置許可も有り。令和5及び6年度については産業廃棄物を含む登録施設区分3の申込みは無し。

### ロ) PETボトル(令和6年度上期分)

注：（ ）内は前年度

素 材	登録申込	登録	落札	
			上期	下期
PETボトル	43社 (46社)	42社 (44社)	33社 (37社)	—(34社)

- (備考) 1. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)は当協会ホームページで公表(令和6年4月)。  
 2. 令和6年度下期入札は、令和6年7月実施予定のため、下期落札欄は空欄となっている。  
 3. 本表の登録申込実績は登録書類選考時、登録実績は最終判定会議終了時の数値による。

③ 令和6年度落札単価 (素材ごと、前年度比較、令和6年3月末現在)

上記②の入札による令和6年度再商品化事業の落札単価は、次表の通り。

なお、プラスチック製容器包装については、落札単価の適正化を目的として平成30年度以降の入札において、上限値の設定、優先入札枠における総合的評価に基づくボーダーラインの設定、優先入札辞退・一般枠への移行の許容、入札説明会における優先・非優先別の入札者リストの提示などの運用を導入しており、プラスチック資源循環法の運用開始後もこれを踏襲している。上限値は、容リプラについては当協会が全国一律に定め、製品プラ等については各申込市町村が保管施設ごとに定めている。

イ) ガラスびん

＜ガラスびん色別落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	落札単価 (円/トン)		
	令和6年度 (a)	令和5年度 (b)	前年度比 (a-b)
無色	8,824	7,810	1,014
茶色	10,029	8,881	1,148
その他の色	16,681	16,140	541
<b>ガラス全体</b>	<b>12,318</b>	<b>11,548</b>	<b>770</b>

ロ) PETボトル

＜PETボトル（上期）落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	落札単価 (円/トン)			
	令和6年度 上期分 (a)	令和5年度 上期分 (b)	前期比 (a-b)	【参考】 令和5年度下期分
<b>PET全体</b>	<b>-49,526</b>	<b>-60,376</b>	<b>10,850</b>	<b>-42,648</b>
有償分	-54,151	-63,047	8,896	-46,998
逆有償分	44,194	97,797	▲53,603	47,156

ハ) 紙製容器包装

＜紙製容器包装落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	落札単価 (円/トン)		
	令和6年度(a)	令和5年度(b)	前年度比(a-b)
<b>紙全体</b>	<b>-3,368</b>	<b>-2,485</b>	<b>▲83</b>
有償分	-10,295	-9,797	▲498
逆有償分	13,136	13,886	▲750

## 二) プラスチック製容器包装等

### i. プラスチック製容器包装手法別落札単価（加重平均）：消費税抜き

		落札単価（円/ト）		
		令和6年度(a)	令和5年度(b)	前年度比(a-b)
材料リサイクル	白色トレイ	61,057	62,438	▲1,381
	白色トレイ以外	63,144	63,974	▲830
ケミカルリサイクル	油化	-	-	-
	高炉還元剤化	45,236	43,237	1,999
	コークス炉化学原料化	59,181	56,350	2,831
	合成ガス化	51,986	51,840	146
<b>プラスチック製容器包装全体</b>		61,096	59,914	1,182

(備考) 白色トレイとは、白色の発泡スチロール製食品用トレイのこと。

上記表 i には、下記 ii の容リプラは含まれていない。

### ii. プラ分別収集物の落札単価（加重平均）：消費税抜き

	総合単価（円/ト）			容リプラ（円/ト）			製品プラ等（円/ト）		
	令和6年度(a)	令和5年度(b)	前年度比(a-b)	令和6年度(a)	令和5年度(b)	前年度比(a-b)	令和6年度(a)	令和5年度(b)	前年度比(a-b)
材料リサイクル	62,999	64,248	▲1,249	63,013	64,454	▲1,441	62,900	63,405	▲505
ケミカルリサイクル	57,702	54,636	3,066	57,545	53,463	4,082	58,603	62,138	▲3,535
<b>プラ分別収集物全体</b>	59,832	60,396	▲564	59,774	59,856	▲82	60,187	63,005	▲2,818

(備考) プラ分別収集物の落札選定は、総合単価を基に行う。

### <参考> プラスチック製容器包装のリサイクル手法の定義など

リサイクル手法	定義	利用用途	
材料リサイクル	異物を除去、洗浄、破砕その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得る	パレット、コンパネ、擬木、成形品等	
ケミカルリサイクル	油化	異物の除去、破砕、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得る	化学工業での原材料燃料
	高炉還元剤化	異物の除去、破砕、塩ビ除去、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得る	高炉還元剤
	コークス炉化学原料化	異物の除去、破砕、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得る	コークス（還元剤） 炭化水素油（化学原料） ガス（発電）
	ガス化	異物の除去、破砕、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得る	アンモニア・メタノール等の化学原料
固形燃料化等	異物の除去後、固形燃料等の燃料を得る	燃料	

- (備考) 1. 緊急避難的、補完的手法として位置づけられている固形燃料化等の手法については、再生処理事業者の登録は実施しているが、入札の対象とはしていない。
2. 高炉還元剤化及びコークス炉化学原料化の定義欄に記載の分級とは、粒の大きさを揃えること。

再商品化業務を厳正かつ着実に遂行するため、再商品化事業者に関しては、再商品化実施委託契約書の記載事項の遵守状況を月報等で確認するとともに、現地検査を通じ適切な事業者管理に努めた。

特に、残渣処理の状況、引取量の変動、再商品化製品の需要・市場動向などに留意し、保管場所の確保を含めた在庫管理状況の的確な把握を図った。また、現地検査の際には安全衛生・環境等に関するアドバイスなども実施している。

令和5年度に行った素材ごとの現地検査の実績は次のとおり。

### 令和5年度現地検査の実績

素 材	実 績 (前年度)	
ガラスびん	42 社 46 施設	(45 社 52 施設)
P E Tボトル	28 社 30 施設	(27 社 27 施設)
紙製容器包装	37 社 44 施設	(34 社 42 施設)
プラスチック製容器包装及びプラ分別収集物	33 社 38 施設	(35 社 38 施設)

(備考) 上記現地検査には、登録審査時の現地審査、あるいは再商品化製品利用事業者に対する調査などは含まれていない。

このほか、再商品化業務の効率化を図るべく、素材ごとに再商品化事業者の管理に関して、手続きや規制等の継続的な点検と合理化を図った。

## (2) 再商品化能力・事業者の確保・拡充に向けた取り組み

令和5年度は、資源・エネルギー価格の高止まり、円安の加速による輸入物価の上昇、世界的なインフレなどの大きな環境変化の中で、再商品化事業者の事業環境は、人件費をはじめ、運搬費、電気代、燃料費など様々な価格の高騰に直面し厳しい状況にあった。当協会登録の再商品化事業者数は、プラスチック容器包装で2社増えたものの、持続的な事業遂行のため再商品化事業者の確保が急務である。

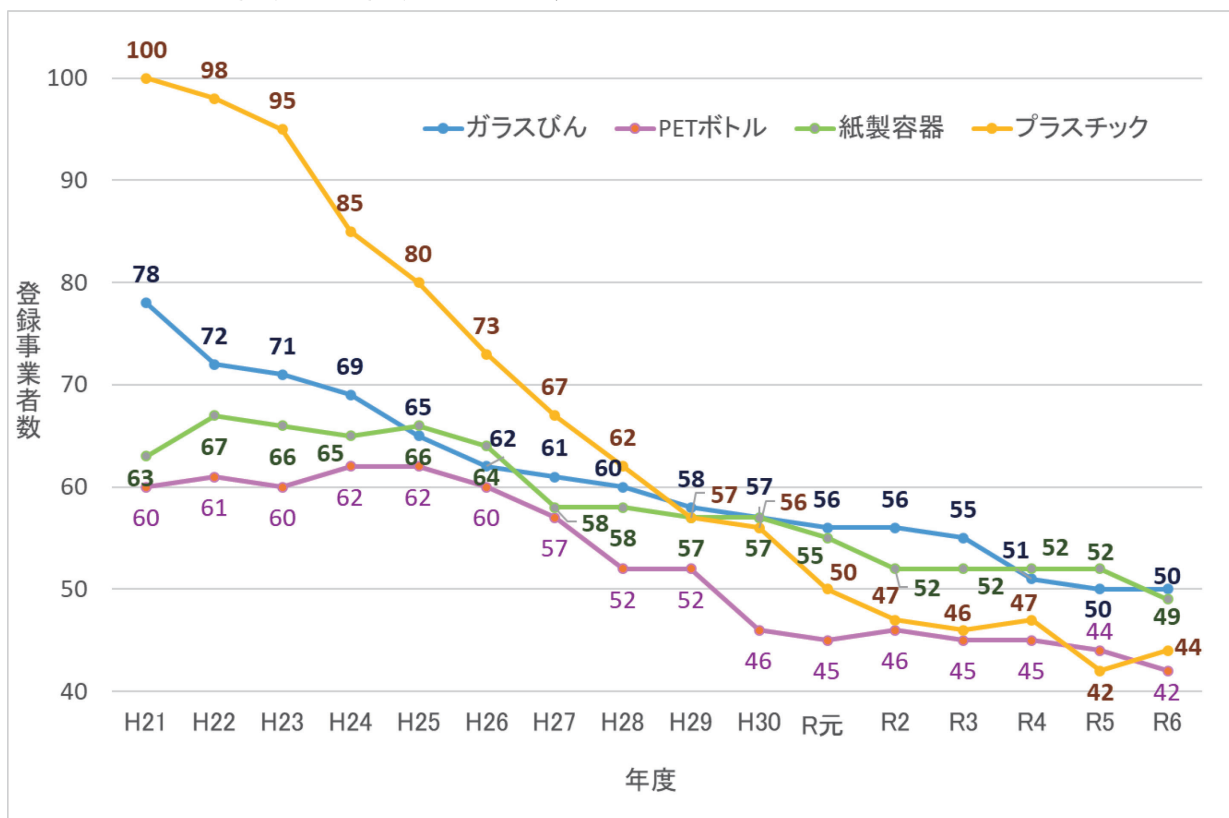
令和5年度からは、容器包装の分別基準適合物の着実な再商品化に加えて、製品プラ等の再商品化を開始しており、これらの遂行に不可欠な再商品化能力と事業者の確保のため、主としてプラスチックに係る再商品化について以下のような取り組みを行った。

① 再商品化能力調査を行い、課題の把握とその解決策の検討を行った。能力調査での主な課題は、イ) 人手不足 (再生処理施設の運転要員や運搬関連の人員不足)、ロ) 施設の老朽化 (メンテナンス時間の確保や改修工事等によるライン停止)、ハ) 再商品化製品販売の低迷等であった。これらの課題について、国等との協議を通じ、解決に向けた検討を行った。

② 再商品化事業者の拡大に向け、市町村中間処理施設を運営している民間事業者や全国の産業廃棄物中間処理事業者等との連携を図り、当協会の再商品化事業の紹介と新規登録申請に関する相談等のサポートを行った。

また、再商品化事業者の負担軽減という観点から、登録手続きはじめ再商品化に係る業務手続きの効率化を進めるべく、提出いただく事業者関連書類、施設関係書類等の簡素化と電子媒体による提出など手続きの合理化を進めた。

## 【再商品化事業登録事業者数の推移】



### (3) 分別基準適合物及びプラ分別収集物の品質向上に向けた調査と改善アプローチ

市町村から引き取る分別基準適合物及びプラ分別収集物の一層の品質改善を促すため、当協会が再商品化を委託している再商品化事業者の協力の下、分別基準適合物等の「品質調査」を実施し品質改善に向けたアプローチを行った。

#### ① ガラスびん

ガラスびん 3R 促進協議会や再商品化事業者、ガラスびんメーカー等の関係者と連携のうへ、市町村に対し収集運搬・選別方法の改善を促し、ガラスびん収集物の品質向上と残渣率の低減を図った。

#### ② PETボトル

平成 30 年度から変更したバールの品質ガイドライン及び品質調査基準に基づき適切な調査を実施している。令和 5 年度は 805 カ所で品質調査を実施したところ、総合判定 A ランク 765 カ所 (95.0%)、B ランク 29 カ所 (3.6%)、D ランク 11 カ所 (1.4%) となり、丸ボトルは 11 カ所 (1.4%) であった。

#### ③ 紙製容器包装

引き取りのあった 107 カ所の保管施設全てについて調査した。その結果は、A ランク 106 カ所 (99%)、B ランク 0 カ所 (0%)、D ランク 1 カ所 (1%) であり良好であった。また再商品化事業者が市町村から中間処理を受託している場合には、選別指導を兼ねて品質調査に立ち会った。

#### ④ プラスチック製容器包装及びプラ分別収集物

##### イ) ベール品質調査（分別基準適合物・プラ分別収集物）

令和 5 年度のベール品質調査は、分別基準適合物について、保管・中間処理施設 720 ヲ所中 719 ヲ所の調査を実施した。1 ヲ所の未実施は、圧縮梱包機の故障により引き渡しができなくなったことによる調査見送りである。

調査結果は、容器包装比率でAランクが 700 ヲ所（97.4%：前年度 96.8%）とやや改善、破袋度評価ではAランクが 678 ヲ所（94.3%：前年度 94.6%）で若干の悪化であった。また禁忌品混入評価は、Dランクが 314 件ヲ所（43.7%：前年度 38.2%）と悪化している。

また、プラ分別収集物においては、保管・中間処理施設 38 ヲ所全てについて 66 回（上期：28 件、下期：38 件）調査を実施した。

各ベール品質調査への市町村立ち合いは、令和 5 年 5 月 8 日の新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い再開した。立会率は分別基準適合物（容リ法申込み）調査では 50.9%（コロナ禍以前の立会い率は 60%程度）、プラ分別収集物（プラスチック資源循環法第 32 条申込み）調査では 68.2%となり、プラスチック資源循環法に関して、より高い立ち合い率となったことから、市町村の関心の高さがうかがえる。

調査結果は、適正プラ分別収集物比率でAランクが 63（95.5%）、破袋度評価はAランクが 56（84.4%）、禁忌品評価はDランクが 45（68.2%）であった。

プラスチック資源循環法第 32 条申込みの初年度であったが、分別基準適合物に比べ分別収集物の方が品質が悪い傾向となり、特に禁忌品の混入率が高い点は関係者と情報を共有し改善に向けた対応の必要性を確認した。

令和 5 年度の申込みは 35 市町村（38 保管施設）と少数であり、容リ法と単純に比較することはできないが、今後も調査結果の分析を継続する。

##### ロ) 「出前講座」や「講演」の実施等

市町村等からの要請に対応した講座型の啓発支援を実施した。その内容としては、保管施設での中間処理のレベル向上（容リプラ、製品プラ等、異物等の選別等）を基本に、ベールの品質改善を目的としたプラスチック資源循環法に関する勉強会や講演、リチウムイオン電池等禁忌品の混入防止関連などを盛り込んだ情報提供と問題提起、注意喚起を行った。1 回の開催時間は 1 時間 30 分～2 時間で、令和 5 年度は、3 市町村、7 組織の 10 ヲ所で開催し 458 名の参加を得た。



## 令和5年度「出前講座」の開催実績

No	都道府県	市町村事務組合等	対象	実施月	参加者数（人）
1	奈良県	三宅町	関係者・町民・他	8月	45
2	愛知県	愛知県内市町村	愛知県内市町村・関係者	9月	83
3	東京都	東京都環境局	東京都内市町村・関係者	10月	64
4	茨城県	常陸大宮市	常陸大宮市市民・関係者	11月	58
5	千葉県	千葉県環境衛生促進協議会第1支部	協議会第一支部に所属する市町村、一部事務組合（8市町村）	12月	25
6	埼玉県	埼玉県清掃行政研究協議会第2ブロック	協議会第2ブロックに所属する市町村、一部事務組合（14市町村）	1月	24
7	大阪府	北河内4市リサイクル施設組合	構成4市派遣議員・当該担当者	1月	32
8	埼玉県	埼玉県清掃行政研究協議会第4ブロック	協議会第4ブロックに所属する市町村、一部事務組合（17市町村）	1月	24
9	東京都	TAMA-3R フォーラム実行委員会	多摩30地区関係者	3月	60
10	東京都	三鷹市	三鷹市ごみ減量等推進会議（自治会、住民協議会の代表者）	3月	43
	合計				458

### (ハ) プラマークの誤表示に関する対応

令和5年度のプラスチック製容器包装及びプラ分別収集物ベール品質調査で検出された誤表示は、計312件となった。検出された誤表示の多くは、本来識別表示が不要である製品プラスチックへの表示であった。令和4年度から検出数が大きく増加しているが、これは令和5年度より調査員による誤表示検出時の報告義務を強化したことも関係していると思われる。

### 令和5年度 ベール品質調査における誤表示検出結果

	令和5年度		(参考) 令和4年度
	容り法	プラスチック資源循環法第32条	容り法
調査件数（件）	721	66	743
誤表示検出数（件）	264	48	61

検出物の内訳は、中身が無償であるダイレクトメール・通販カタログの袋が全体の約70%を占めている。次いで、製品プラスチックである湿布フィルムが多く検出されている。湿布フィルムはフィルム自体に識別表示がある場合とフィルム自体には識別表示がないが、外装袋にフィルムの識別表示がある場合が確認された。湿布フィルムを除く、誤表示上位3種（DM・カタログの袋、新聞用整理・景品袋、除湿剤）については例年ベール品質調査で検出されており、是正が進んでいない。

#### **(4) 再商品化事業に関する情報収集・把握の強化**

従来から容リ制度を取り巻く環境の情報収集に取り組んできたが、再商品化製品利用製品、バージン原料利用製品、各素材の原材料品などに関する市場動向、新たな再商品化製品・同利用製品の開発・販売情報などについても、幅広く情報の収集・把握に努めた。

また、それら情報をもとに、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、市町村、特定事業者のそれぞれに想定される影響の把握に努め、再商品化事業の推進に役立てた。

さらに、日常的な業務報告だけでなく、アンケート調査や個別ヒアリング等を通じ、随時最新の状況を把握するように努めた。

素材別の取り組みについては、以下のとおり。

##### **① ガラスびん**

ガラスびん業界は、コロナ禍の影響とガラスびんに代わる他素材容器の台頭などで市場に流通するガラスびんが年々減少しており、その影響により再商品化事業者の動向にも変化が生じる可能性がある。このため、再商品化製品の利用・活用状況の把握など、マスマネジメントの管理強化と現地検査による再商品化事業者の現場状況の把握に注力した。併せて、びんメーカーの生産・販売動向の把握に努めた。

##### **② PETボトル**

国内の使用済みPETボトルの排出量と処理能力、輸出動向等に関する情報収集を行った。また、再商品化製品の販売状況を把握・分析し、再商品化事業者からの情報収集を継続的に実施してPETボトルリサイクル動向を把握するとともに、関連団体との情報交換も積極的に実施した。

##### **③ 紙製容器包装**

古紙業界は海外の需給動向とともに大きく変動しており、国内の古紙の需給状況や古紙の輸出動向を把握するとともに、今後の紙製容器包装の需要予測のため、再商品化事業者や製紙会社を訪問するなど、随時ヒアリングを行った。

また、市町村においても、新たな古紙回収方法の見直しを模索する動きが見られ、こうした動向も注視すべく情報収集に努めた。

##### **④ プラスチック製容器包装及びプラ分別収集物**

###### **イ) 新規再生処理事業者の獲得活動**

プラスチック資源循環法や補助金の影響により、市町村からの申込量が増加するなか、再生処理事業者の処理能力がひっ迫している。

プラスチック容器事業部では、問い合わせがあった事業者のサポートはもちろん、産業廃棄物事業者や市町村中間処理実施事業者等への勧誘活動を実施した。

## ロ) 再商品化製品の利用用途拡大

令和 5 年度においては、再商品化製品の販売状況は概ね順調であったが、パレット以外の用途を拡大するための情報収集・意見交換を実施した。

また、市町村がプラスチック製容器包装と製品プラスチックを混合した場合の再商品化製品はパレット等となることが多いが、市町村の中間処理施設で製品プラスチックを分けることができた場合は、家電製品や自動車部品に一部配合できる可能性があることから、自動車業界等と情報交換を実施した。

## ハ) 残渣の有効利用

材料リサイクルの再商品化において、引取量の約半分発生する残渣は、現状、RPF・セメント・熱回収で有効利用しているが、今後の成型品加工や残渣に含まれるPET製容器の有効活用にも取り組むべく、調査や情報交換を行った。なお、残渣の有効利用の推進は、残渣処理費用の低減にも繋がる。

## 4. 不正行為等の防止と再商品化義務履行の促進

### (1) 不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の強化

#### ① 不正及び不適正行為の防止

当協会は、令和 5 年度再商品化業務の実施に当たり、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や、不当利益を企図した当協会への虚偽報告の有無確認など、種々の不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。

また、再商品化業務の公正性を担保すべく、不適正行為に対しては「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」を厳正に適用した。

令和 5 年度の危機管理実績としては、日常的な事業者管理を通じて把握した「不適正行為による措置」の発動 7 件（前年度 3 件）、「業務改善指示」は 7 件（前年度 5 件）、不適正行為の確認や業務改善要請の意味合いを持たせた予防的措置としての「指導票」を 26 件（同 15 件）発出した。

このほか、不適正行為通報（通報専用窓口を通じて把握した告発情報）が 4 件（同 1 件）あり、いずれも適切に対応した。専用窓口に寄せられた不適正行為通報への対応については、風評被害につながることはないよう情報管理を含め慎重に対応した。

#### ② 危機管理体制の維持強化

「危機管理規程」に基づき、日常の危機管理体制の維持・強化に努めるとともに、危機管理の対象となる事象が発生した場合は、同規程に定める危機管理委員会等を機動的に開催している。

令和 5 年度においても、四半期ごとに危機管理委員会を開催した。同会議で市町村、再商品化事業者、特定事業者、当協会内部それぞれに想定される危機事象（リスク）をカテゴライズのうえ、具体的なリスク防止策や発生時の状況及び対応等を確認し、未然防止と再発防止につなげた。

当協会事務局の業務推進に係るリスク管理については、日常的に、担当部署から情報提供などを行いつつ、情報セキュリティシステムの運用と情報漏洩防止対策の徹底を図った。

## (2) 再商品化義務の不履行特定事業者へのアプローチの強化

容器包装の再商品化義務履行に関して「ただ乗り事業者」（＝リサイクル義務を負っているにもかかわらず委託申込みを行わない事業者、申込み・契約をしながら委託料金を未払いの事業者等）への対策については、指導・監督権限を有する主務省と連携しつつ、当協会として、次に掲げる取組みを継続的に実施した。

- ・主務省を個別に訪問し、また定例の情報連絡会議の重要テーマと位置付け、ただ乗り事業者への指導強化を要請するとともに、情報連絡会議等を通じ具体的な対策の実施について協議
- ・要請に基づき国へ特定事業者の申込関連情報等を提出
- ・申込手続きをしていない年度が存在する事業者に対し、文書（年2回：令和5年8月、令和6年2月）及び架電（随時）により再商品化義務の確認と履行を要請
- ・主務省庁とも連携して特定事業者が比較的多く存在する業種別の団体を個別訪問し、容リ制度の周知・啓発を依頼
- ・業界団体の名簿や業界紙等による不履行特定事業者の洗い出し
- ・ECプラットフォームを個別訪問し出店企業への周知・啓発を依頼
- ・JAPAN PACK 2023に出展し、容リ制度と再商品化義務履行の重要性を啓発
- ・消費者や特定事業者による監視機能等の観点から再商品化義務履行者リストを当協会ホームページに掲載
- ・全国各地の特定事業者に義務履行を呼びかけるため、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会に依頼し、各団体及びその傘下・関連の団体等が発行する広報媒体や相談窓口を通じた普及啓発活動を実施
- ・ただ乗り事業者対策の一環として、公開に同意いただいた特定事業者の再商品化委託料金（実施委託料及び抛出委託料）を当協会ホームページに掲載

なお、令和5年度は再商品化義務不履行分の過年度遡及支払いとして389社（令和4年度は420社）から約5億3万円（同約5億4千万円）を得た。

また、当協会と再商品化委託契約を締結しながら委託料金が未納となっている大口事業者7社には、顧問弁護士名で支払催告を行い、分割払いを希望した事業者には計画通りの支払いを定期的に督促することで履行を確保している。

## 5. リチウムイオン電池等危険物混入トラブル防止への取り組み

禁忌品の混入に関しては、特に、リチウムイオン電池内蔵電子機器の混入による発煙発火トラブルの発生が、令和5年度は251件（前年285件）と依然、予断を許さない状況である。この251件による再商品化事業者の処理ライン停止ロスは約514時間（24H 操業換算で約22日）となった。再生処理事業者への深刻な悪影響は変わりなく、継続的な対応が必須である。

これらの被害は、ケミカルリサイクルを行っている再生処理事業者での被害が過半を占めているが、令和5年度においては、材料リサイクルを行っている事業者においてもリチウムイオン電池に起因する開梱機内の出火が発生し、稼働が約5日間停止するといった被害が生じた。

当協会の対策は、該当市町村に対し発煙発火トラブル全件の事故報告を行い、2件発生時点で電話通告、5件以上の場合は首長宛に改善計画策定と改善要請、10件を超える場合は現地訪問による改善計画内容の確認及び指導等を徹底している。

また、関係者会合による情報共有を継続実施しており、令和5年度は、総勢219名（WEB参加を含む）の参加を得て第4回リチウムイオン電池トラブル防止に関するマルチステークホルダー検討会合（2/15 WEB併用）を開催した。同会合では、事業者の取り組みに加え、発火メカニズム、トラブル発生時の現象解明に向けた調査結果の報告や除去装置等の実績及び実証試験の結果について情報共有がなされた。

この他、アプローチ視点を変えて、生活者、自治体、事業者、省庁担当者、専門家等を含む総勢約200名（WEB参加を含む）の参加を得て「第1回リチウムイオン電池等によるトラブル防止に関する生活者向け情報共有会（8/4 WEB併用）」を開催した。同会合では、自治体からは分別排出の分類区分と捨て方、収集方法の工夫と収集後の取り扱い、電池類や危険品等の回収・トラブル事例について、中間処理事業者からは現場での状況について説明がなされ、新たな切り口での情報提供・共有の機会を提供できた。

## 6. 容器包装リサイクル等に関する啓発活動の展開と強化

### （1）ホームページや機関紙等を通じた分かりやすい情報発信と問合せ対応力の強化

- ① 特定事業者、市町村、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者などを対象に、ホームページ、会報誌、SNS等の多様な伝達手段を通じた効果的かつ合理的な情報発信を行った。
- ② プラスチック資源循環法とそれに基づく施策、新たなスキーム等に関する専用コンテンツの作成、外部情報とのリンケージなど、ホームページの改修を進めた。
- ③ ホームページについては、令和6年度に予定している全面リニューアルに向けて現行ページの整理を進めるとともに、新たにチャットボットを搭載し、訪問者からの問い合わせに24時間対応できる体制とした。令和5年度のアクセス

数は、年間約 63 万件（前年度比約 6 万件増）と 11%増加し、ページビューの数も、年間 207 万件（前年度比約 20 万件増）と 11%増えている。

④ 「容リ協ニュース」（年 3 回・各 8 千部発刊）については、容リ制度への理解向上と分別行動の促進を目的に据え、容器包装リサイクル・プラスチック資源循環法対応等の関連情報に加え、SDGs 関連情報や環境問題への取組みの最新情報を掲載した。また、当協会の活動内容だけではなく、容リ制度に関わる蘊蓄や 3R に関する関連団体の活動情報等も広く掲載することで、より消費者の関心を引く多様な情報を発信し、当協会の事業への理解の向上を図った。

⑤ 年度毎の事業実績とその効果などを取りまとめた「年次レポート 2023」（1 万部発行）では、当協会の役割や事業内容、活動実績を分かりやすくまとめ、より多くの方々の当協会の活動への理解、意識の醸成を図った。

⑥ 容リ法・容リ制度への理解を広く向上させるために会議所ニュース（日本商工会議所発行）に容リ法・制度の解説記事を昨年度に引き続き掲載した（9 回連載）。

## （2）メディアやイベント等を活用した広報活動の積極展開

① マスメディア（新聞・雑誌等）の取材要請には積極的に対応し、容リ法に基づく諸施策や昨今の課題、当協会が担う容器包装の再商品化業務の内容等について、広く社会一般の認知度向上に努めた。

② 容器包装リサイクル推進関係団体と連携し、環境に関する展示会「エコプロ 2023」に出展した。従来の協会のステークホルダー向けの内容から一般の方々、特に次世代を担う子供たち向けの内容へと一新し、容器包装リサイクルへの参加意識向上を目指した。具体的には家庭から排出される容器包装ごみの量や、リサイクル後の商品の種類等、消費者が疑問に思っているであろう情報に応える内容とした。

## （3）各種説明会等による普及・啓発

① 再商品化事業の促進を図るべく、市町村向け説明会、特定事業者向け「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」、再商品化事業者登録説明会、再商品化に関する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会など、各対象に適合した普及啓発活動を実施した。

② 国や地方自治体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等への当協会役職員の講師派遣を通じて、容リ制度のポイントとなる廃棄物排出抑制と再生利用の推進、市町村から当協会への分別基準適合物の引き渡しの促進、ただ乗り事業者対策の強化等について周知を図った。

また、日本商工会議所及び全国商工会連合会が主催する、各地商工会議所、商工会等事務局の容リ制度担当職員向け研修会へ講師を派遣し、委託契約締結の円滑化や拡大など再商品化事業の促進を図った。

### イ) 令和 5 年度プラスチック資源循環法 第 32 条に基づく再商品化に関する市町村・一部事務組合向け説明会

令和 5 年度より、市町村等がプラ分別収集物の再商品化を当協会に委託する際の手続き等について、オンラインによる説明会を 2 回開催した。

具体的には、申込注意事項、引き取り品質ガイドライン、ベール品質調査（組成調査）の実施要領、再商品化事業者の入札選定方法及び市町村による製品プラ等の上限価格の設定、市町村が負担する再商品化コスト、今後のスケジュール等について説明した。

開催日	場 所	出席市町村等数
5 年 6 月 23 日 14 : 00 ~ 15 : 30	オンライン	185
5 年 6 月 26 日 14 : 00 ~ 15 : 30	オンライン	146

### ロ) 令和 5 年度再商品化希望事業者向け説明会

令和 5 年度に向けた再生処理事業者の登録申請に係る告知を、令和 5 年 7 月 3 日付官報等で行った。その後、7 月 6 日及び 7 日に再商品化業務の実施を希望する事業者を対象とする説明会を、オンラインと会議室との併用で開催した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	5 年 7 月 7 日 10 : 30 ~ 12 : 00	オンライン 及び協会大会議室	60 名 (47 社)
PET ボトル	5 年 7 月 7 日 13 : 30 ~ 15 : 30	オンライン 及び協会大会議室	71 名 (43 社)
紙	5 年 7 月 6 日 10 : 30 ~ 12 : 00	オンライン 及び協会大会議室	42 名 (39 社)
プラスチック	5 年 7 月 6 日 13 : 30 ~ 16 : 00	協会大会議室 ※新規事業者のみ対象	7 名 (2 社)

### ハ) 令和 5 年度市町村・一部事務組合一般廃棄物担当者向け説明会

令和 5 年度再商品化業務の実施に向け、市町村等の担当者を対象とした説明会を全国 5 都市で 5 回開催した。

開催地	開催日	会 場	出席市町村・ 一部事務組合等数
仙 台	5 年 11 月 1 日 13:00~16:00	仙台ガーデンパレス	34
札 幌	5 年 11 月 2 日 13:00~16:00	ネストホテル札幌駅前	60
東 京	5 年 11 月 6 日 13:00~16:00	ビジョンセンター東京京橋	179
福 岡	5 年 11 月 7 日 13:00~16:00	アークホテルロイヤル福岡天神	75
大 阪	5 年 11 月 8 日 13:00~16:00	ホテルマイステイズ新大阪コンファレンスセンター	93

## 二) 令和5年度特定事業者向け「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」

各地商工会議所、日本商工会議所との共催で、容器包装に関わる事業者向けに、容リ制度の基礎知識とリサイクル義務を果たすための事務手続等に関する説明会・個別相談会を10ヵ所で12回開催した。

No.	主催 商工会 議所	開催日	開催形式	主務省 挨拶担当	会場 参加者数	オンライン 参加者数	合計 参加者数	個別相談会 参加 事業者数
1	神戸	12月5日	会場	近畿農政局	47	-	47	6
2	広島	12月6日	会場	中国四国農政局	31	-	31	2
3	新潟	12月6日	ハイブリッド	北陸農政局	11	68	79	2
4	札幌	12月8日	ハイブリッド	北海道農政事務所	16	73	89	3
5	東京①	12月12日	会場	関東農政局	148	-	148	21
6	大阪	12月13日	会場	近畿経済産業局	147	-	147	13
7	名古屋	12月15日	ハイブリッド	中部経済産業局	32	123	155	6
8	東京②	12月19日	オンライン	関東経済産業局	-	234	234	開催無し
9	仙台	12月21日	会場	東北経済産業局	26	-	26	5
10	高松	1月18日	会場	四国経済産業局	21	-	21	3
11	福岡	1月19日	会場	九州経済産業局	47	-	47	8
12	東京③ (*)	1月22日	ハイブリッド	—	36	136	172	6
	合計				562	634	1,196	75

(\*) 当協会単独開催

## ホ) 令和6年度再商品化業務に関する入札説明会

令和6年度の登録再生処理事業者及び運搬事業者を対象に、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装及び製品プラ等の再商品化業務に関する入札説明会をオンラインと会議室の併用にて開催し、市町村保管施設ごとの入札条件リスト(引取量等)を提示のうえ、入札手続、入札の注意事項、選定方法及び選定結果の連絡方法、実施契約、法令遵守、入札書の記入要領等について説明した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	5年12月14日 10:30~12:00	オンライン 及び協会大会議室	60名(46社)
PETボトル	5年12月15日 13:30~15:30	オンライン 及び協会大会議室	69名(42社)
紙	5年12月15日 10:30~12:00	オンライン 及び協会大会議室	35名(34社)
プラスチック	5年12月14日 13:30~15:30	オンライン	70名(39社)



## へ) 令和6年度の再商品化業務契約事業者の業務手続きに関する説明会

令和6年度の契約予定再生処理事業者を対象とした業務手続きに関する説明会を令和6年3月に開催した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	6年3月7日 10:30~12:00	オンライン 及び協会大会議室	57名(47社)
PETボトル	6年3月8日 13:30~15:00	オンライン 及び協会大会議室	57名(33社)
紙	6年3月8日 10:30~12:00	オンライン 及び協会大会議室	35名(32社)
プラスチック	6年3月7日 13:30~15:30	オンライン	55名(36社)

## (4) 各種関連事業への後援・協賛等

令和5年度に、後援・協賛及び講師派遣等を行った事業等は次のとおり。

### 主な後援・協賛等実績

開催日・場所	行事名	主催者	目的・内容	区分
5年5月24日 ~26日 (於：東京ビッグサイト)	2023 NEW 環境展	日報ビジネス(株)	様々な環境技術・サービスを一堂に展示情報発信する事により環境保全への啓発を行い、国民生活の安定と環境関連産業の発展を目的とする	協賛
5年10月3日 ~6日 (於：東京ビッグサイト)	JAPAN PACK 2023 日本包装産業展	一般社団法人日本包装機械工業会	国内外の包装機械等を展示公開し、産業合理化と国民生活の向上に寄与するとともに貿易の振興を図り、より良い社会の実現に資する	協賛
5年10月28日 (於：中央区久松小学校)	第20回 2023年 子どもとためす環境まつり	中央区環境保全ネットワーク	子どもから大人まで誰でも楽しみながら、環境について体験学習ができる	出展
5年11月10日 (於：グランドニッコー東京台場 パレロワイヤル)	第19回 産業廃棄物と環境を考える全国大会	公益社団法人全国産業資源循環連合会(幹事団体) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	行政担当者、事業者、学識経験者、市民等と共に循環型社会の形成等について考える	協賛
5年12月6日 ~8日 (於：東京ビッグサイト)	エコプロ 2023	一般社団法人サステナブル経営推進機構 (株)日本経済新聞社	環境を取り巻く多様なステークホルダーにビジネスマッチング、情報収集、環境学習の場を提供する	出展

6年1月16日 (於：専売ホール 港区)	第18回容器包装3R推進フォーラム	3R推進団体連絡会	自治体・事業者・市民等さまざまな主体が連携して、容器包装の3R推進について考える	後援
6年3月24日 (於：国立オリンピック記念青少年総合センター)	こどもエコクラブ全国フェスティバル2024	公益財団法人日本環境協会	環境活動を実践している子どもたちが相互の交流を深め、環境に対する責任と役割を理解し、環境問題を解決する力を育む	出展 後援

### 主な講師派遣実績

開催日・場所	行事名・講義内容	主催者	派遣者氏名
5年5月10日 (オンライン開催)	経営学部 環境経済論での講演 「プラスチックごみとリサイクルについて考えてみよう」	近畿大学経営学部	清水 健太郎 プラスチック容器事業部 副部長
5年5月10日 (オンライン開催)	学習会「プラスチック資源循環を考える」 「容リ制度とプラスチックリサイクルの現状と課題」	全大阪消費者団体連絡会	清水 健太郎 プラスチック容器事業部 副部長
5年5月10日 (オンライン開催)	地方経済産業局職員向け研修会 「容器包装リサイクル法におけるただ乗り事業者対策について」	経済産業省	西山 純生 代表理事・専務理事 大竹 恵美 企画広報部 課長 (コールセンター長)
5年5月30日 (於：農林水産研修所)	令和5年度食品産業環境業務研修 「容器包装リサイクル法、資源循環促進法及びプラスチック資源循環促進法について」	農林水産省	西山 純生 代表理事・専務理事 大竹 恵美 企画広報部 課長 (コールセンター長)
①5年7月4日 (於：TKPガーデンシティ博多) ②5年7月19日 (於：TKPガーデンシティ新大阪) ③5年8月1日 (於：TKP東京駅カンファレンスセンター)	2023年度地方連絡会議ブロック会議 「容リ法とプラ新法の概要」	公益社団法人食品容器環境美化協会	長塚 真行 理事・企画広報部長
5年7月31日 (於：ジャカルタ)	日尼ビジネスマッチングイベント 「Plastics Packaging and products Recycling System in Japan」	CLOMA 事務局 インドネシア海洋投資調整府 (CMMAI)、他	前川 恵士 理事・プラスチック容器事業部長

5年9月23日 (オンライン開催)	秋の京都消費者大会 「容リ制度とプラスチックリサイクルの現状と課題」	特定非営利活動法人コンシューマーズ京都(京都消団連)	清水 健太郎 プラスチック容器事業部 副部長
5年10月10日 (於：新潟県民会館)	産業廃棄物3R推進セミナー 「プラスチック循環の課題と今後の展望」	一般社団法人新潟県産業資源循環協会	青柳 哲也 プラスチック容器事業部 主査
5年10月26日 (オンライン開催)	第16回 環境と衛生のオンラインセミナー 「プラスチックリサイクルの現状と課題」	一般財団法人日本環境衛生センター	清水 健太郎 プラスチック容器事業部 副部長
6年1月7日 (於：名鉄グラウンドホテル)	講演会 「プラスチックリサイクルの現状と課題」	中部プラスチックリサイクル協同組合	清水 健太郎 プラスチック容器事業部 副部長
6年1月19日 (於：能代山本広域交流センター 多目的ホール)	廃棄物減量等推進員研修会 「PETボトルリサイクルについての現状と課題」	能代市	吉田 雅治 理事・PETボトル事業部長 松原 広和 PETボトル事業部
6年1月30日 (オンライン開催)	講演会 「プラスチックリサイクルの現状と課題、リチウムイオン電池発火問題と解決策」	全国産業資源循環連合会女性部協議会	清水 健太郎 プラスチック容器事業部 副部長
6年2月20日 (於：パシフィコ横浜)	JICA課題別研修 海洋ゴミ対策のための廃棄物管理 「容器包装リサイクル制度について」	一般財団法人日本環境衛生センター	長塚 真行 理事・企画広報部長
6年3月27日 (於：きゅりあん_品川区)	第187回 講演会 持続可能な社会を目指したリサイクル技術・分解手法 「プラスチックリサイクルの現状と課題」	プラスチック成形加工学会	前川恵士 理事・プラスチック容器事業部長

## 7. 関係主体間の連携の強化

### (1) 国内関係機関との連携強化

容リ制度を円滑に推進するため、主務5省及び廃棄物処理事業や清掃事業に関し市町村の声を集約する公益社団法人全国都市清掃会議の出席を得て、「情報連絡会議」を年4回開催し、当面の課題等について当協会常勤理事との間で情報交換・協議等を行った。

特に今年度は、ただ乗り対策に関する具体的な取り組みについて、各主務省庁と進捗確認を含む情報・意見交換に注力した。また、容器包装リサイクルの効果的・効率的な推進に関し、4素材のリサイクル推進協議会・促進協議会、評議員団体、理事団体と随時、交流、情報交換を行った。

## **(2) 海外関係機関との交流促進**

新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したことに伴い、海外から日本の容リ制度とその運用についての説明会・意見交換会、再商品化事業者の工場視察の依頼が大幅に増加し、当協会は、これらを積極的に受け入れた。大韓民国、キルギス共和国の視察団をはじめフランス共和国、フィンランド共和国、カナダなどからの訪問者への対応や国際協力機構での講演などを通じ、日本の容リ制度とその運用について説明するとともに、意見交換を通じて相互理解と交流に努めた。また、プラスチック容器事業部において「クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス」(CLOMA)の呼びかけでインドネシアでの環境ビジネス交流イベントに参加し、日本のリサイクル状況の報告と現地のリサイクル現場等の視察を行った。

## **8. 事務局における計画的、継続的な人材育成と ICT (情報通信技術) 活用の促進**

### **(1) 事務局における人材の育成と能力の向上**

近年の容器包装リサイクルを取り巻く環境変化等に伴い、当協会が対応すべき業務の内容、量、範囲が拡大している。それらに適切に対応していくため、役職員の能力の向上と知識、ノウハウの習得を図るべく、全役職員を対象とした研修と勉強会、役職別の研修を計画的に実施した。

### **(2) 特定事業者等からの意見・提案への積極対応**

当協会コールセンターに寄せられる特定事業者等からの種々の意見・提案等については、業務改善の重要な手掛かりと位置づけ、事務局内で随時、対応を協議・検討した。

具体的には、当協会と特定事業者間でやり取りする契約書類や請求書あるいは諸手続き等の見直し、具体的な照会事項への個別対応、当協会ホームページの Q & A の拡充等を行った。なお、同センターによる令和 5 年度の個別対応件数は、特定事業者関係 3,731 件(前年度 3,595 件)、商工会議所・商工会関係 123 件(同 141 件)、その他 290 件(同 271 件)、計 4,144 件(同 4,007 件)であった。

### **(3) ICT 活用による業務の生産性向上**

当協会の事業基盤強化の一環として、引き続き ICT の活用による業務の生産性向上、ワークスタイルの変革に取り組んだ。具体的には、WEB 会議システム、プロジェクターを活用した内部会議のペーパーレス化を徹底しつつ、全職員に貸与のパソコンおよびスマートフォンなど、テレワークに対応した情報通信機器の一層の活用を促進した。また、RPA に関しては各部署にて稼働させ、業務の効率化を進めたほか、新たに人事情報管理システム、アンケート実施集計ツール等を導入、OCR に関しては引き続き活用検討等を行った。

## 9. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

公益財団法人としての社会的信用と信頼を維持するため、業務の適正・着実な執行体制の整備、危機管理の徹底、組織倫理の周知、財務状況の適切な開示などを通じて、一層のガバナンス体制の強化とコンプライアンスの徹底を図り、ステークホルダーからの期待に充分応えられるように万全を期した。

具体的には、危機管理委員会においてリスクの洗い出しと対応を検討し、重大性に応じて国への情報提供を行った。また、内部監査の精度を高めそれに基づき、職員の法令遵守意識の向上を目的とした定期的な規程に関する試験やコンプライアンス研修の実施、さらには外部有識者との意見交換等も積極的に実施した。

また、公正取引委員会の「使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書」に対しては、当協会が法令を遵守し適正に業務に取り組んでいる状況と提言に関する見解を示したほか、主務省庁と公正取引委員会の意見を踏まえた対応の方向性を確認するなど、指定法人としての責務を正しく果たすべく努めた。

その他、業務執行状況についても年次レポートやホームページで適宜公表するなど情報開示を通じて、業務執行の透明性、適正を担保している。

### Ⅲ 会議開催状況

#### 1. 第1回定時理事会・定時評議員会

##### (1) 第1回定時理事会

- 日 時：令和5年6月12日（月）13時30分～15時00分
- 場 所：オンライン 及び 協会大会議室
- 理事出席：17名
- 議 事：

今回の理事会もオンライン出席も可能としており、オンライン出席者の意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

##### <審議事項>

- ① 令和4年度事業報告（案）について
- ② 令和4年度財務諸表（案）について
- ③ 監事による「会計及び業務に係る監査報告」について

議長の指示により、資料に基づき、①については先ず、西山専務理事より令和4年度の再商品化の量・金額の実績についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和4年度事業報告（案）の概要について説明した。

また、②については高松理事・事務局長から決算資料に基づいて説明を行い、引き続き、志村監事から「当協会の事業報告書及び財務諸表について監査を行った結果、適正に処理されている」旨の報告があり、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、①、②いずれも異議なく承認された。

- ④ 評議員会への提案事項について  
(イ) 評議員の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、任期途中における評議員の交代（案）について下記のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、定時評議員会に提案することとなった。

就 任	退 任
小山田 一矢	加藤 宏治
川崎 順司	尾辻 昭秀
大角 亨	田辺 義貴
関口 明	山田 政雄

- (ロ) 任期満了に伴う理事（第8期）の選任（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、任期満了に伴う理事の選任に関して、理事（第8期）の候補者を下記のとおり提案し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、定時評議員会に提案することとなった。

なお、第8期理事の任期は6月28日開催の令和5年度定時評議員会終結後より令和7年6月開催の定時評議員会終結時までとなる。

金子 眞吾	西山 純生	栗原 博	高松 和夫
前川 恵士	雨宮 敏幸	長塚 真行	吉田 雅治
浅野 正彦	荒井 恒一	加藤 英仁	川村 節也
久保 直紀	栗原 正雄	小松 郁夫	佐藤 克彦
田中 希幸	土本 一郎	原田 隆行	山田 重紀

⑤ 役員賠償責任保険への加入について

議長の指示により、高松理事・事務局長から見積書を含めた資料に基づき、明治安田損害保険株式会社との間で締結する保険契約の内容について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

⑥ 令和5年度定時評議員会及び第1回臨時理事会の開催日程と議事等（案）について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、開催日程と議事等（案）について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

<報告事項>

① 普及啓発・リスク管理に係る令和4年度報告（令和5年度落札結果を含む）等について

議長の指示により、長塚理事・企画広報部長から資料に基づき、各素材・手法別の加重平均落札単価及び落札数量とPETボトル・紙製容器包装の有償および逆有償落札状況などの令和5年度「落札結果」、協会ホームページ・容リ協ニュース・年次レポート、メディアやイベントを活用した広報活動の展開等の「普及啓発活動」及び危機管理重点項目への対応・再商品化事業者への措置等の適用状況・不適正行為通報・危機管理体制の維持強化など令和4年度「リスク管理」について報告した。

併せて12月の令和4年度第2回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。

② 令和4年度素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては前川理事から、プラスチック製容器包装については石川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和4年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告した。

併せて各理事から12月の令和4年度第2回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。

なお、業務執行理事の職務執行報告について説明後の意見、質疑応答については次のとおり。

【久保理事 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

資料7、3ページの「利用事業者の適格性欠缺」とは具体的にどのようなことか。

**【石川理事・プラスチック容器事業部長】**

利用事業者の管理・監督については、再商品化事業者が業務の範疇として適正に指導するように契約し、履行していただいているが、利用事業者による適正な届出等が無かったことがあった。具体的には、指定可燃物について、所轄の消防署への届出を失念された、量が届出より大幅に超えていたということがあった。利用事業者として適格性を欠くため、適正な対応をしたうえで利用していただきたいことから指導票の発行となった。

**【佐藤理事 公益社団法人食品容器環境美化協会 事務局長】**

資料8の3ページ目、PETボトルの再商品化実績について、令和4年度は初めてボトルへの利用が40%を超えたということだが、どのような要因が考えられるのか。

**【前川理事・PETボトル事業部長】**

ボトルの利用事業者の需要が高まったことが要因として考えられる。結果としてボトルの利用事業者が再商品化製品を購入したことにより、このような数字となったと理解している。

**【佐藤理事 公益社団法人食品容器環境美化協会 事務局長】**

シートとしての需要は減ったということか。

**【前川理事・PETボトル事業部長】**

相対的にはその通りである。シートの比率だが、販売量が前年比7割で、全体が90%とシュリンクしている中で、全体以上にシュリンクしている。

**【佐藤理事 公益社団法人食品容器環境美化協会 事務局長】**

社会的にも水平リサイクルが進んでいくのは望ましいと考える。

- ③ 令和4年度発火トラブル報告及び令和5年度対応（プラスチック）について  
議長の指示により、石川理事・プラスチック容器事業部長から資料に基づき、プラスチック製容器包装再生処理事業者におけるリチウムイオン電池等の充電式電池などが原因と思われる発煙・発火トラブルの令和4年度件数を報告し、リチウムイオン電池混入防止取組事例集を2023年度版へと刷新する等、起因品に係る製造者や販売者への働きかけを含む、令和5年度対応計画について報告した。

なお、意見、質疑応答については次のとおり。

**【佐藤理事 公益社団法人食品容器環境美化協会 事務局長】**

発火件数を減らしていくことは大事なことだと思うが、回収したプラスチックの量との関係性はどのようになっているのか。

**【石川理事・プラスチック容器事業部長】**

この数年間、引き渡し実績量は大きく変化していない。令和元年度をベースにすると令和2年度は104%に増えたという話をしたが、その後は横ばいである。一方で、発火件数は令和元年度に301件に跳ね上がり、その後高止まりとなっている。そのため、必ずしも量に比例して発火件数が増えているとは



考えていない。

急激に増えた理由は、身近なものにリチウムイオン電池が使用されるようになったことや外装がプラスチックであることが要因と考える。なお、発火件数等は横ばいであるが、原因物の内訳は微妙に変わってきている。

【佐藤理事 公益社団法人食品容器環境美化協会 事務局長】

内訳を分析していただくことが効果的な対策につながると思う。

④ 業務執行理事の職務執行報告

先ず議長である澤田理事長から報告があり、次に議長の指示により、西山専務理事、栗原常務理事、高松理事・事務局長から、それぞれ 12 月の令和 4 年度第 2 回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。

## (2) 定時評議員会

○日 時：令和 5 年 6 月 28 日（水）13 時 30 分～14 時 45 分

○場 所：オンライン 及び AP 虎ノ門 会議室 A

○評議員出席：34 名

○議 事：

今回の評議員会もオンライン出席を可能としており、オンライン出席者の意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

### <審議事項>

① 評議員の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、任期途中における評議員の交代（案）について下記のとおり説明し、候補者毎に諮ったところ、各候補者が出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

就 任	退 任
川上 景一	伊藤 章
小山田 一矢	加藤 宏治
川崎 順司	尾辻 昭秀
大角 亨	田辺 義貴
関口 明	山田 政雄
長縄 豊明	岩田 淳
金澤 貞幸	大熊 洋二

ここで、日本経済団体連合会の環境委員会・廃棄物リサイクル部会長である DOWA ホールディングス株式会社社長の関口 明氏が評議員に選任されたため、小林議長から、関口氏に議長をお願いしたい旨を出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく選出された。

② 任期満了に伴う理事（第 8 期）の選任（案）について

関口議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、任期満了に伴う理事の選任に関して、理事（第 8 期）の候補者を下記のとおり提案し、候補者毎

に諮ったところ、各候補者が出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

なお、第8期理事の任期は本定時評議員会終結後より令和7年6月開催の定時評議員会終結時までとなる。

金子 眞吾	西山 純生	栗原 博	高松 和夫
前川 恵士	雨宮 敏幸	長塚 真行	吉田 雅治
浅野 正彦	荒井 恒一	加藤 英仁	川村 節也
久保 直紀	栗原 正雄	小松 郁夫	佐藤 克彦
田中 希幸	土本 一郎	原田 隆行	山田 重紀

#### <報告事項>

- ① 令和4年度事業報告について
- ② 令和4年度財務諸表について

議長の指示により、6月12日開催の当協会令和5年度第1回定時理事会で承認された①「令和4年度事業報告」および②「令和4年度財務諸表」について、一括して報告した。①については先ず、西山専務理事より令和4年度の再商品化の量・金額の実績についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和4年度事業報告（案）の概要について説明した。

また、②については高松理事・事務局長から決算資料に基づいて説明を行った。

なお、令和4年度財務諸表について説明後の意見、質疑応答については次のとおり。

#### 【大塚評議員（早稲田大学大学院 法務研究科）】

資料4-①の上から4行目、抛出委託料が、予算額0円で決算額が12,418,200円となっているのは何故か。

#### 【高松理事・事務局長】

令和4年度に該当するお金はないが、過年度のただ乗り事業者が今期になって払った分の金額が発生した。

#### 【桂川評議員（全国市長会）】

当期経常増減額が83億ほどあるが、これを特定事業者に返金するのは何故か。

また預り金で、もう返さなくても良いお金があると思うが、最終的にどのようなになるのか教えていただきたい。

#### 【高松理事・事務局長】

1つ目は、特定事業者には予定前払いでお金をいただいている。実際に市町村から集まった物を処理した費用に特定事業者が支払ったお金を用い、残ったものなので特定事業者にお返しする仕組みとなっている。

2つ目については、いつまでも協会で持っているわけにはいけないので、一定のタイミングで雑収益に上げさせていただき、特定事業者への精算原資となる仕組みとなっている。

- ③ 普及啓発・リスク管理に係る令和4年度報告（令和5年度落札結果を含む）等について

議長の指示により、長塚理事・企画広報部長から資料に基づき、各素材・手法別の加重平均落札単価及び落札数量とPETボトル・紙製容器包装の有償および逆有償落札状況などの令和5年度「落札結果」、協会ホームページ・容リ協ニュース・年次レポート、メディアやイベントを活用した広報活動の展開等の「普及啓発活動」及び危機管理重点項目への対応・再商品化事業者への措置等の適用状況・不適正行為通報・危機管理体制の維持強化など令和4年度「リスク管理」について報告した。

- ④ 令和4年度素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては前川理事から、プラスチック製容器包装については石川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和4年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告した。

- ⑤ 令和4年度発火トラブル報告及び令和5年度対応（プラスチック）について

議長の指示により、石川理事・プラスチック容器事業部長から資料に基づき、プラスチック製容器包装再生処理事業者におけるリチウムイオン電池などが原因と思われる発煙・発火トラブルの令和4年度件数を報告し、リチウムイオン電池混入防止取組事例集を2023年度版へと刷新する等、起因品に係る製造者や販売者への働きかけを含む、令和5年度対応計画について報告した。

- ⑥ 役員賠償責任保険への加入について

議長の指示により、高松理事・事務局長から見積書を含めた資料に基づき、明治安田損害保険株式会社との間で締結する保険契約の内容について報告した。

## 2. 第1回臨時理事会・第2回臨時理事会

### (1) 第1回臨時理事会

- 日 時：令和5年6月28日（水）15時00分～15時30分
- 場 所：オンライン 及び AP虎ノ門 Dルーム
- 理事出席：15名
- 議 事：

今回の理事会もオンライン出席も可能としており、オンライン出席者の意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

#### <審議事項>

- ① 代表理事理事長の選任（案）について

議長の指示により、栗原理事から理事長候補者に関して、次の説明があった。

当協会では、容器包装リサイクル法で規定された再商品化義務の対象であ

る4素材のリサイクル推進協議会（または促進協議会）から、1期2年ごとに理事長を推薦する（ガラスびん→PETボトル→プラスチック→紙の順）ルールとしており、澤田理事長の後任の理事長候補者は、紙製容器包装リサイクル推進協議会から推薦のあった、凸版印刷株式会社代表取締役会長の金子眞吾氏を理事長とする案が提示された。

同案につき、議長より出席者に諮ったところ、金子氏が理事全員の賛成により、異議なく理事長に選任された。

金子氏が新理事長に選任されたことを受けて、「理事会運営規程」第7条第1項により、これ以降の議長を、高松理事・事務局長から金子理事長に交代した。

### ② 代表理事専務及び代表理事常務の選任（案）について

金子議長の指示により、高松理事・事務局長から代表理事専務及び代表理事常務の候補者に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、西山純生氏が専務理事に、栗原博氏が常務理事に（いずれも再任）、理事全員の賛成により、各々異議なく選任された。

### ③ 代表理事以外の業務執行理事の選任（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から代表理事以外の業務執行理事候補者の選任（案）について説明し、議長より出席者に諮ったところ、高松和夫氏、前川恵士氏、雨宮敏幸氏、長塚真行氏（以上4名再任）、吉田雅治氏（新任）の5名が理事全員の賛成により、異議なく選任された。

## （2）第2回臨時理事会

○日時：令和5年10月19日（木）16時00分～17時00分

○場所：オンライン 及び 協会大会議室

○理事出席：18名

○議事：

今回の理事会もオンライン出席も可能としており、オンライン出席者の意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

### <審議事項>

#### ① 令和6年度再商品化実施委託単価（案）、令和6年度市町村経費単価（案）及び令和5年度抛出委託単価（案）について

議長の指示により、長塚理事・企画広報部長から令和6年度再商品化実施委託単価（案）及び令和5年度抛出委託単価（案）について、また、高松理事・事務局長から令和6年度市町村経費単価（案）について資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認された。

### <報告事項>

#### ① 令和5年度協会上期事業活動報告（PETボトル下期落札結果含む）について

議長の指示により、長塚理事・企画広報部長から資料に基づき、（i）令

和 5 年度下期 P E T ボトル落札結果、(ii) 令和 5 年度引取・再商品化製品販売状況、(iii) 不正・不適正行為の防止および危機管理体制の強化、(iv) リチウムイオン電池等危険物混入トラブル防止への取り組みにつき報告があった。

② 第 2 回 定時理事会 及び 臨時評議員会の開催について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、今後の理事会、評議員会の開催スケジュール等について報告があった。

③ 公正取引委員会 「使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書」 について

議長の指示により西山専務理事から資料に基づき、令和 5 年 10 月 16 日に公正取引委員会から公表、記者会見が行われた「使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書」に関する、経緯、実態調査内容、当協会の対応等、ついて報告があった。

なお、意見、質疑応答については次のとおり。

【土本理事 一般社団法人プラスチック循環利用協会 専務理事】

質問は 2 点ある。1 点目は容リ協会から業界団体へ発出した文書の中に、協会ルートでの再商品化の必要性について記載したということだが、容リ法の基本方針には、独自処理ではなく、容リ協会を通した再商品化を推奨する内容があるのか。

2 点目は今回の調査によって 130 ページを超える報告書や容リ協への文書が発出されたが、これは公正取引委員会に何かしら問題があると思われたということではないのか。また、報告書本文と会見で用いられた資料の内容が異なっていたことについては、やはり何かしら公正取引委員会の意図があったのではないかという気がしている。ここまで公正取引委員会の強い関心を持った原因は何なのかを伺いたい。

【西山専務理事】

質問 2 点目について、推測となるが、限られた 60 万トンの廃 P E T ボトルの一部を自治体と飲料メーカーがそれぞれ契約を結んでおり、飲料メーカー同士においても競争が起こっている。これは「2030 年再生 P E T ボトル 100%」といった企業の宣言が裏にあり、メーカー内の駆け引きもあると思われるが、公正取引委員会から直接説明を受けていないため、これ以上の発言は出来ない。

また、1 点目の質問については、資料 6 添付 2 に「基本方針」を示した。このほかにも様々な通知文にて、「指定法人等に円滑に引き渡すことが必要」との記載があり、それに基づいて我々は業務を行ってきたが、今後は一層柔軟に対応したいと考えている。また、誤解の無いようにお伝えすると、自治体と飲料メーカーが契約することについて、協会が妨げることはないことはお伝えしたい。

【土本理事 一般社団法人プラスチック循環利用協会 専務理事】

市町村が排出した廃 P E T ボトルは、優先的に協会に引き渡すように行政指導されているのか。それとも、市町村が自由に処理委託先を選択できるよ

うになっているのか。

**【栗原常務理事】**

基本方針の「再商品化を安定的に進めることが重要であることにかんがみ、市町村は、自ら策定した分別収集計画に従って分別基準適合物を指定法人等に円滑に引き渡すことが必要である」という記載が原則であり、「優先的に」という文言の記載は無いが、この「指定法人等」に引き渡すことが必要であるということ。さらに次の行に「また、市町村の実情に応じ指定法人等に引き渡されない場合にあっても」の記載の書きぶりからすれば、当然、まずは指定法人に引き渡すのが必要であり、それができない場合には、これに則り、主務省からの様々な通知が出ているということである。

**【土本理事 一般社団法人プラスチック循環利用協会 専務理事】**

理解した。ここが公正取引委員会の問題意識の出発点だったということか。協会側の問題ではなくて、主務省側への問題提起と理解したのだが如何か。

**【栗原常務理事】**

この報告書全文を読むとお分かり頂けると思うが、公正取引委員会の報告書の書きぶりは、一貫して事業者間の競争政策というスタンスで書かれている。公正取引委員会の立場上、仕方がないと思うが、安定的な再商品化というスタンスが抜け落ちているように思われる。

**【荒井理事 日本商工会議所 理事・事務局長】**

3点発言する。1点目、商工会議所は全国で容リ事業を取り扱っているため、今回の報道の後、全国の商工会議所には、容リ協HP内に掲載した公正取引委員会の会見に対する見解について通知を行った。また、事業者から問い合わせがあった場合は、容リ協を案内するよう通知しているので対応をお願いする。

2点目、公正取引委員会から容リ事業について言及されたのは初めてだと思うが、当然、競争政策に関する内容であり容リ法とは違う観点となっていると思う。今後は両者を調和させる努力が必要になってくると思う。これは、政府各省庁で検討いただくことなので、是非、省庁へ働きかけをしていただきたい。

3点目、一方で、容リ協には入札制度の見直しについての言及があった。これまでも検討されているかもしれないが、主務官庁と相談しながら進めていただきたい。

**【西山専務理事】**

各会議所様へのご説明、ご配慮に感謝申し上げます。2点目の容リ事業と公正取引委員会の見解との調和、3点目にご指摘いただいた件については、本日、経済産業省・環境省含め4省庁にご臨席いただきしており、荒井理事のご発言は十分伝わったかと思う。

私共も経済産業省・環境省へ伺い、今後の入札制度について打合せを依頼した。過去も議論されてきた話題ではあるが、ゴールに至らないまま現在に至っている。議論の当初には、今回のような独自処理（市町村・飲料メーカー・再生処理事業者の3者間契約によるもの）は広がっていなかったが、この

点も踏まえたうえで、今後の入札制度について検討することが課題であると認識しており、主務省庁と連携しながら進めてまいりたい。

【田中理事 ガラスびん3R促進協議会 理事・事務局長】

公正取引委員会からの文書には「再商品化事業者間の競争がより促進されるよう、入札制度に関する不断の検討」とあるが、「再商品化事業者間の競争の促進」が前提であり、適正な競争が行われていないとの認識があれば検討するべきではあるが、適正な競争が行われているのであれば、当面は検討する必要は無い、というスタンスなのではないかと思う。

【西山専務理事】

検討しないことも含めて検討していきたい。

### 3. 第2回定時理事会・臨時評議員会

#### (1) 第2回定時理事会

○日 時：令和5年12月1日（金）10時00分～11時30分

○場 所：オンライン 及び 協会大会議室

○理事出席：18名

○議 事：

今回の理事会もオンライン出席も可能としており、オンライン出席者の意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

#### <審議事項>

##### ① 評議員会への提案事項

##### (ア) 令和6年度事業計画（案）について

議長の指示により、資料に基づき、先ず、西山専務理事より令和6年度の再商品化の量・金額の計画・予算（案）についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和6年度事業計画（案）の概要について説明した。

##### (イ) 令和6年度収支予算（案）について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、令和6年度収支予算（案）に関して説明した。

その後、事業計画（案）と収支予算（案）の両議案について、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認され、臨時評議員会に提案することとなった。

なお、事業計画（案）と収支予算（案）の両議案に関連し、次のような意見、質疑応答がなされた。

##### 【田中理事 ガラスびん3R促進協議会 理事・事務局長】

2点お願いがある。ガラスびんに関して、資源の国内循環を促進する意味で、市町村からの引き渡しについては、しかるべき量と正確な基準に則った品質の

引き渡しとなるよう、市町村に対し指導をしていただきたい。

また、ただ乗り事業者対策については、きちんと委託料金を払っている正直者がばかを見ないよう、主務省庁と連携して強化していただきたい。

#### 【西山専務理事】

- 1 点目の品質等の件についてはご指摘の通り、今まで以上に進めていきたい。
- 2 点目のただ乗り事業者の件に関しても、ECプラットフォーム事業者対応など新たな対応も含めて主務省庁と連携し、徹底して進めたい。

#### 【佐藤理事 公益社団法人食品容器環境美化協会 事務局長】

食品業界としては、事業計画書（案）に記載がある、容り法の見直しについて関心が高い。「課題の提示」と記載があるが、この意味は、現状とあるべき姿のギャップを問題提起するという意味なのか、それとも問題に対して解決の方向性を示す意味か、どちらを指しているのか。

#### 【栗原常務理事】

例えば、プラスチック或いはPETボトルの入札制度に関する問題点について、改善案を提起し、主務省の方にも検討していただきたいと考えている。問題提起とともに要望・提言をし、要請されたデータを提供する等の協力もしていく。

#### (ウ) 評議員の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき次のとおり説明し、候補者につき諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認され、臨時評議員会に提案することとなった。

なお、渋谷氏は令和5年8月10日に辞任し、所属されていた全国商店街振興組合連合会の後任者は未定であることの説明があった。

就 任	退 任
木村 ひとみ	渋谷 浩
	藤森 久次

#### ② 令和5年度「臨時評議員会」の開催日程及び議事等（案）について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認された。

#### <報告事項>

##### ① 令和5年度の素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては吉田理事から、プラスチック製容器包装については前川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和5年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告があった。併せて各理事から6月の第1回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。



② 再商品化事業を取り巻く環境について

議長の指示により、長塚理事から資料に基づき、令和6年度向け再生処理事業者登録に係る判定結果、再商品化義務不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応状況、リチウムイオン電池を含む電子機器等の危険品混入防止の取り組み、公正取引委員会「使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書」について報告があった。併せて6月の第1回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。

③ 業務執行理事の職務執行報告

先ず議長である金子理事長から報告があり、次に議長の指示により、西山専務理事、栗原常務理事、高松理事・事務局長から、それぞれ6月の第1回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。

## (2) 臨時評議員会

○日 時：令和5年12月11日（月）13時30分～14時50分

○場 所：オンライン 及び AP虎ノ門 会議室A

○評議員出席：36名

○議 事：

なお、今回の評議員会もオンライン出席も可能としており、オンライン出席者の意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

### <審議事項>

① 令和6年度事業計画（案）について

議長の指示により、資料に基づき、先ず、西山専務理事より令和6年度の再商品化の量・金額の計画・予算（案）についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和6年度事業計画（案）の概要について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

② 令和6年度収支予算（案）について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、令和6年度収支予算（案）に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により承認された。

③ 評議員の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、次のとおり説明し、候補者につき諮ったところ、出席評議員全員の賛成により異議なく承認された。

なお、渋谷氏は令和5年8月10日に辞任し、所属されていた全国商店街振興組合連合会の後任者は未定であることの説明があった。

就 任	退 任
木村 ひとみ	渋谷 浩
	藤森 久次

## ＜報告事項＞

- ① 令和6年度 再商品化実施委託単価、令和6年度 市町村経費単価及び令和5年度 抛出委託単価について

議長の指示により、令和6年度 再商品化実施委託単価及び令和5年度 抛出委託単価については長塚理事から、令和6年度 市町村経費単価については高松理事・事務局長から、資料に基づき報告があった。

なお、報告事項①について説明後の質疑応答については次のとおり。

### 【大塚評議員（早稲田大学大学院 法務研究科）】

合理化抛出金に関して、一昨年度は全素材で抛出委託単価の設定が無かったが、PETボトルだけ令和4年度、5年度の単価を設定されている。抛出金が発生する根拠となっている社会的な状況、経緯等について教えていただきたい。

### 【長塚理事・企画広報部長】

PETボトルの再商品化製品の市場価値が以前よりも上がっていることが背景にあるかと思う。リサイクル事業者がお金を払ってでも引き取って再商品化、販売をしたいと考える市況となっており、有償入札が大きく増えた。そのため、協会から実際に支払った再商品化委託費用の額が想定より小さくなり、抛出金の原資が発生している。

- ② 令和5年度の素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては吉田理事から、プラスチック製容器包装については前川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和5年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告があった。

- ③ 再商品化事業を取り巻く環境について

議長の指示により、長塚理事から資料に基づき、令和6年度向け再生処理事業者登録に係る判定結果、再商品化義務不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応状況、不正・不適正行為の防止および危機管理体制、リチウムイオン電池を含む電子機器等の危険品混入防止の取り組み、公正取引委員会「使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書」について報告があった。

## 4. 監事会

### （1）第1回監事会

○日 時：令和5年5月25日（木）16時00分～17時30分

○場 所：当協会大会議室

○出席者：8名（監事2名、協会関係者等6名）

○議 事：

- ①令和4年度事業報告（案）について

- ・再商品化実績について
- ・事業報告の概要について
- ・令和4年度事業報告書（案）
- ②令和4年度決算報告（案）について
  - ・収支計算書総括表について
  - ・財務諸表について
- ③令和4年度普及啓発・リスク管理（令和5年度落札結果含む）等について
- ④監査法人からの報告について
  - ・独立監査法人の監査報告書
  - ・監査実施報告書
  - ・理事者確認書
  - ・令和5年度監査計画書
- ⑤内部監査結果について
- ⑥役員賠償責任保険への加入について
- ⑦その他

## **(2) 第2回監事会**

- 日 時：令和5年11月22日（水）16時00分～17時30分
- 場 所：当協会大会議室
- 出席者：8名（監事2名、協会関係者6名）
- 議 事：
  - ①令和6年度の事業計画案について
  - ②令和6年度の収支予算案について
  - ③再商品化事業を取り巻く環境について
  - ④次年度の監査法人の選任について
  - ⑤その他

## 5. 常設委員会

委員会設置規則に基づき、次の各委員会を構成し、各々下記の活動を行った。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、いずれの委員会もオンラインによる出席を可能とした。

(注) 各委員会委員の氏名は、後述の項目(Ⅳ 組織「3. 常設委員会委員」)に記載。  
任期は令和4年4月1日～令和6年3月31日まで。

### (1) 総務企画委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 5年6月8日(木) 13時30分～15時	オンライン及び大会議室 8名	① 令和4年度事業報告(案)について ② 令和4年度財務諸表(案)について ③ 役員賠償責任保険への加入について <報告事項> ① 普及啓発・リスク管理に係る令和4年度報告(令和5年度落札結果含む)等について ② 令和4年度発火トラブル報告及び令和5年度対応(プラスチック)について ③ 令和5年度第1回定時理事会、定時評議員会及び第1回臨時理事会の開催について
第2回 5年10月18日(水) 15時～16時30分	オンライン及び大会議室 11名	① 令和6年度再商品化実施委託単価(案)、令和6年度市町村経費単価(案)及び令和5年度抛出委託単価(案)について ② 令和6年度事業計画(案)について ③ 令和6年度収支予算(案)について <報告事項> ① 令和5年度協会上期事業活動報告(PETボトル下期落札結果含む)について ② 第2回臨時理事会、第2回定時理事会及び臨時評議員会の開催について

### (2) ガラスびん事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 5年6月1日(木) 10時30分～12時	オンライン及び大会議室 17名	① 令和4年度ガラスびん事業部業務報告(案)について ② 令和4年度事業報告書(案)について ③ 令和4年度収支決算(案)について ④ 令和5年度ガラスびん事業部活動計画(案)について
第2回 5年10月17日(火) 13時30分～15時	オンライン及び大会議室 16名	① 令和6年度再商品化実施委託単価(案)について ② 令和5年度抛出委託単価(案)について ③ 令和6年度事業計画(案)について ④ 令和6年度ガラスびん事業部収支予算書(案)について ⑤ 令和5年度ガラスびん事業部上期活動報告

### (3) PETボトル事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 5年5月30日(火) 10時30分～12時	オンライン及び大会議室 17名	① 令和4年度PETボトル事業部業務報告(案)について ② 令和4年度事業報告(案)について ③ 令和4年度収支決算(案)について ④ 令和5年度PETボトル事業部活動計画(案)について ⑤ 令和5年度下期入札のスケジュール等
第2回 5年10月13日(金) 10時30分～12時	オンライン及び大会議室 15名	① 令和5年度PETボトル再商品化実施委託料収支見込みについて ② 令和6年度PETボトル再商品化実施委託単価(案)について ③ 令和5年度PETボトル抛出委託単価(案)について ④ 令和6年度事業計画(案)について ⑤ 令和6年度PETボトル事業部収支予算書(案)について ⑥ 令和5年度PETボトル事業部上期活動報告

### (4) 紙容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 5年6月2日(金) 10時30分～12時	オンライン及び大会議室 14名	① 令和4年度紙容器事業部業務報告(案)について ② 令和4年度事業報告(案)について ③ 令和4年度収支決算(案)について ④ 令和5年度紙容器事業部活動計画について
第2回 5年10月12日(木) 10時30分～12時	オンライン及び大会議室 13名	① 令和6年度再商品化実施委託単価(案)について ② 令和5年度抛出委託単価(案)について ③ 令和6年度事業計画(案)について ④ 令和6年度紙容器事業部収支予算書(案)について ⑤ 令和5年度紙容器事業部上期活動報告

### (5) プラスチック容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 5年5月29日(月) 10時30分～12時	オンライン及び大会議室 16名	① 令和4年度プラスチック容器事業部業務報告について ② 令和4年度事業報告(案)について

		③ 令和4年度収支決算（案）について ④ 令和5年度プラスチック容器事業部活動計画（案）について
第2回 5年10月17日(火) 10時30分～12時	オンライン及び 大会議室 16名	① 令和6年度再商品化実施委託単価（案）及び令和6年度市町村経費単価（案）について ② 令和5年度拋出委託単価（案）について ③ 令和6年度事業計画（案）について ④ 令和6年度プラスチック容器事業部収支予算書（案）について ⑤ 令和5年度プラスチック容器事業部上期活動報告

## 6. 再商品化見通し等報告会

各事業委員会及び総務企画委員会の委員全員を対象とした「報告会」。

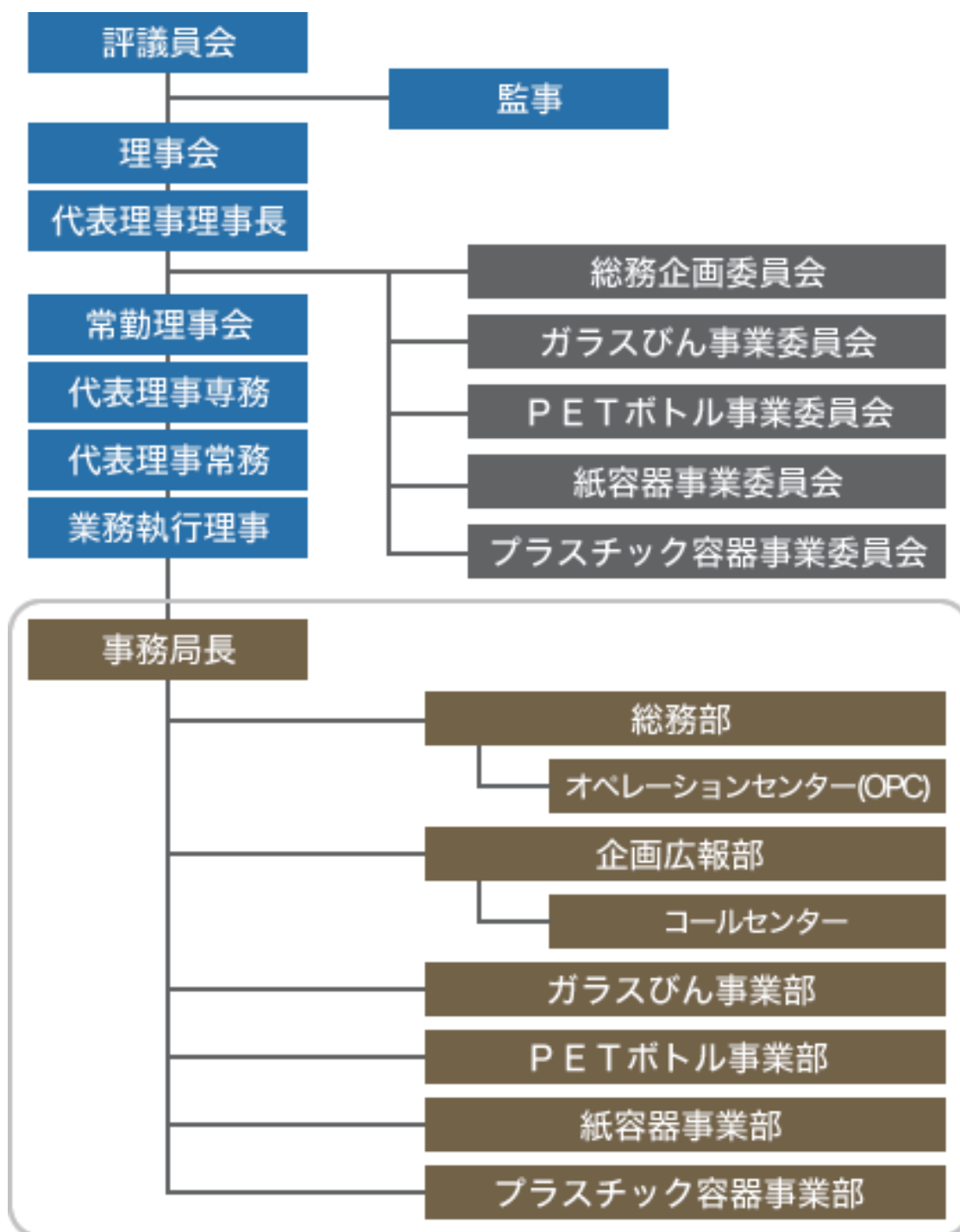
日時	場所・ 出席者数	議 事
6年3月4日(月) 13時～14時30分	オンライン及び AP虎ノ門 会議室A 48名	① 令和5年度再商品化実績見通し（総括）について ② 令和5年度収支見通しについて ③ 令和6年度再商品化事業の落札結果について ④ 任期満了に伴う事業委員会・総務企画委員会 委員長、委員の委嘱について ⑤ リチウムイオン電池発煙発火トラブル状況について

## 7. その他諸会議等

会 議 名	日 時	場所・出席者数
危機管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度リスク対応年間まとめ 及び令和5年度リスク対応目標設定 ：5年 5月 8日（月） 14時～15時</li> <li>・ 第1四半期フォロー ：5年 7月 18日（月） 13時～14時</li> <li>・ 第2四半期フォロー ：5年 10月 16日（月） 10時～11時</li> <li>・ 第3四半期フォロー ：6年 1月 22日（月） 10時～11時</li> </ul>	各回とも 大会議室 7名

## IV 組織（令和6年3月31日現在）

### 1. 組織図



<事務局> 37名（OPC、派遣職員を除く）

## 2. 役員（理事・監事）・評議員及び会計監査人

### (1) 役員（第8期理事・第4期監事）

（敬称略・順不同）

役 職	氏 名	所 属 団 体 名 等	左記所属団体等での役職等
代表理事理事長 業務執行理事	金子 眞吾	TOPPANホールディングス株式会社	代表取締役会長
代表理事専務 業務執行理事	西山 純生	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	
代表理事常務 業務執行理事	栗原 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	
業務執行理事	高松 和夫	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	事務局長・総務部長
業務執行理事	前川 恵士	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	プラスチック容器事業部長
業務執行理事	雨宮 敏幸	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	ガラスびん事業部長兼 紙容器事業部長
業務執行理事	長塚 真行	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	企画広報部長
業務執行理事	吉田 雅治	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	PETボトル事業部長
理事	浅野 正彦	PETボトル協議会	事務局長
理事	荒井 恒一	日本商工会議所	理事・事務局長
理事	加藤 英仁	日本プラスチック工業連盟	専務理事
理事	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
理事	久保 直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
理事	栗原 正雄	公益財団法人古紙再生促進センター	副理事長
理事	小松 郁夫	PETボトルリサイクル推進協議会	専務理事
理事	佐藤 克彦	公益社団法人食品容器環境美化協会	事務局長
理事	田中 希幸	ガラスびん3R促進協議会	理事・事務局長
理事	土本 一郎	一般社団法人プラスチック循環利用協会	専務理事
理事	原田 隆行	日本製紙連合会	常務理事
理事	山田 重紀	日本ガラスびん協会	専務理事
監事	志村 晃司	公認会計士（志村公認会計士事務所）	
監事	古田 茂	弁護士（本間合同法律事務所）	

理事 20 名、監事 2 名

※<sub>1</sub> 第8期理事の任期：令和5年度定時評議員会（6月28日）終結後

～令和7年6月開催の定時評議員会終結時

※<sub>2</sub> 第4期監事の任期：令和4年度定時評議員会（6月28日）終結後

～令和8年6月開催の定時評議員会終結時



## (2) 第4期評議員

(敬称略・順不同)

氏名	所属団体名等	役職等
足立 夏子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット	事務局長
阿部 勲	一般社団法人日本パン工業会	専務理事
新井 智男	日本洋酒酒造組合	専務理事
井岡 智子	一般財団法人消費科学センター	理事
石川 雅紀	叡啓大学 ソーシャルシステムデザイン学部	特任教授
岩鍛治 淳	日本製薬団体連合会	調査役
岩濱 洋海	日本マーガリン工業会	専務理事
江國 清志	全国卸売酒販組合中央会	参事
大角 亨	一般財団法人食品産業センター	専務理事
大隅 和昭	一般社団法人日本惣菜協会	常務理事
大塚 直	早稲田大学大学院 法務研究科	教授
大山 誠一郎	一般社団法人全日本コーヒー協会	専務理事
岡南 啓司	日本蒸留酒酒造組合	専務理事
小山田 一矢	全国農業協同組合連合会	施設農住部資産管理課長
桂川 孝裕	全国市長会	環境対策特別委員会副委員長
金澤 貞幸	公益社団法人全国都市清掃会議	専務理事
金丸 康夫	一般社団法人日本フードサービス協会	専務理事
川上 景一	一般財団法人家電製品協会	専務理事
川崎 順司	一般社団法人日本冷凍食品協会	常務理事
川村 和彦	一般社団法人日本果汁協会	専務理事
岸野 博行	ビール酒造組合	専務理事
木村 ひとみ	全日本自治団体労働組合	副中央執行委員長
清原 隆生	日本歯磨工業会	専務理事
倉持 徹雄	一般社団法人日本印刷産業連合会	常務理事
古賀 明	日本酒造組合中央会	常務理事
小林 治彦	東京商工会議所	常務理事
小松崎 眞	全国食酢協会中央会	専務理事
西條 宏之	日本石鹼洗剤工業会	専務理事
齊藤 昭	一般社団法人日本植物油協会	専務理事
齊藤 崇	杏林大学 総合政策学部	教授
佐々木 淳	全国商工会連合会	事務局長
佐藤 哲哉	全国中小企業団体中央会	専務理事
佐藤 昌弘	製粉協会	常務理事
佐南谷 英龍	公益財団法人食品等流通合理化促進機構	専務理事
関口 明	一般社団法人日本経済団体連合会	環境委員会廃棄物・リサイクル部会長
高崎 政則	日本スूप協会	専務理事

田中 要範	全国漁業協同組合連合会	漁政部長
鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事
土橋 芳和	公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会	専務理事
中井 義兼	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
長縄 豊明	一般社団法人日本貿易会	広報・CSRグループ長
那須 俊一	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
沼田 一政	一般社団法人日本乳業協会	専務理事
般若 攝也	日本醤油協会	専務理事
牧野 剛	日本チェーンストア協会	専務理事
本木 時久	日本生活協同組合連合会	執行役員 組織推進本部長
安田 洋子	一般社団法人日本百貨店協会	専務理事
山本 順二	日本化粧品工業会	専務理事
吉田 竹志	全国菓子工業組合連合会	専務理事
和田 務	全日本カレー工業協同組合	専務理事

評議員 50名

※ 第4期評議員の任期：令和4年度定時評議員会（6月28日）終結後

～令和8年6月開催の定時評議員会終結時

### (3) 会計監査人 有限責任監査法人トーマツ

## 3. 常設委員会委員

### (1) 総務企画委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体（企業）名	役職
委員長	大下 英和	日本商工会議所	産業政策第二部長
委員	岡野 知道	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	佐藤 澄人	PET ボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	津垣 修一	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	長縄 豊明	一般社団法人日本貿易会	広報・CSRグループ長
委員	那須 俊一	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	野口 信吾	ガラスびん3R促進協議会	会長
委員	野口 晴彦	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	藤原 正明	サントリーホールディングス株式会社	サステナビリティ経営推進本部 本部長
委員	牧野 剛	日本チェーンストア協会	専務理事
委員	栗原 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	代表理事常務

## (2) ガラスびん事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	野口 信吾	ガラスびん3R促進協議会	会長
委員	石塚 久継	石塚硝子株式会社	代表取締役 社長執行役員
委員	今岡 彰房	宝ホールディングス株式会社	サステナビリティ推進室 副室長
委員	加治木 浩則	一般社団法人全国清涼飲料連合会	企画部長
委員	亀井 慶承	日本酒造組合中央会	理事
委員	園田 修司	サントリーホールディングス株式会社	サステナビリティ経営推進本部 課長代理
委員	田中 希幸	ガラスびん3R促進協議会	理事・事務局長
委員	堤 健	日本耐酸壘工業株式会社	代表取締役社長
委員	飛驒 俊秀	日本化粧品工業会	常務執行理事
委員	別所 孝彦	キリンホールディングス株式会社	CSV戦略部 主務
委員	牧野 良之	東洋ガラス株式会社	取締役執行役員 環境対策推進室 室長
委員	楨林 靖典	大塚製薬株式会社	総務部 環境推進室 室長
委員	山崎 修	一般財団法人食品産業センター	企画・渉外部 次長
委員	山田 重紀	日本ガラスびん協会	専務理事
委員	山村 幸治	日本山村硝子株式会社	代表取締役 社長執行役員
委員	渡邊 隼人	コカ・コーラ協会	幹事
委員	雨宮 敏幸	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ ガラスびん事業部長

## (3) PETボトル事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	佐藤 澄人	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	浅野 正彦	PETボトル協議会	事務局長
委員	香西 陽一郎	キッコーマン株式会社	環境部長
委員	北田 信介	東洋製罐株式会社	サステナビリティ推進部 サステ ナビリティ戦略グループリーダー
委員	小松 郁夫	PETボトルリサイクル推進協議会	専務理事
委員	近藤 恵善	株式会社吉野工業所	環境室 参与
委員	園田 修司	サントリーホールディングス株式会社	サステナビリティ経営推進本部 課長代理
委員	高橋 浩二	三井化学株式会社	PTA・PET事業部課長
委員	津垣 修一	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	塚本 聡	北海製罐株式会社	事業統括部
委員	中川 道弘	宝ホールディングス株式会社	サステナビリティ推進室 専門課長
委員	那須 俊一	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事

委員	庭田 禎久	大塚製薬株式会社	総務部環境推進室課長
委員	別所 孝彦	キリンホールディングス株式会社	C S V戦略部 主務
委員	松崎 大	アサヒ飲料株式会社	C S V戦略部 プロデューサー
委員	森 明夫	日本醤油協会	理事
委員	吉村 幸彦	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	サプライチェーンインダイレクト 調達部 再生資源調達課長
委員	吉田 雅治	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ P E Tボトル事業部長

#### (4) 紙容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	野口 晴彦	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	伊藤 忍	一般社団法人日本乳業協会	常務理事
委員	岩鍛冶 淳	日本製薬団体連合会	調査役
委員	植松 巖	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	理事
委員	大谷 泰久	日本石鹼洗剤工業会	専門職理事
委員	加治木 浩則	一般社団法人全国清涼飲料連合会	企画部長
委員	亀井 慶承	日本酒造組合中央会	理事
委員	川崎 順司	一般社団法人日本冷凍食品協会	常務理事
委員	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	相馬 和仁	日本製紙連合会	原材料部 調査役
委員	高橋 亜子	一般社団法人日本百貨店協会	政策グループ主幹
委員	鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事
委員	野口 義明	日本角底製袋工業組合	専務理事
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事
委員	森 浩二	一般社団法人日本印刷産業連合会	環境安全部部长
委員	山崎 修	一般財団法人食品産業センター	企画・渉外部 次長
委員	雨宮 敏幸	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事 紙容器事業部長

#### (5) プラスチック容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	岡野 知道	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	内田 武彦	味の素株式会社	マニファクチャリング戦略部 マネージャー
委員	加藤 英仁	日本プラスチック工業連盟	専務理事
委員	北田 信介	東洋製罐株式会社	サステナビリティ推進部 サステ ナビリティ戦略グループリーダー
委員	久保 直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事

委員	齊藤 昭	一般社団法人日本植物油協会	専務理事
委員	玉谷 真太郎	花王株式会社	危機管理・RC推進部マネジャー
委員	土本 一郎	一般社団法人プラスチック循環利用協会	専務理事
委員	中井 義兼	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
委員	中村 好伸	日本ポリオレフィンフィルム工業組合	専務理事
委員	那須 俊一	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	西 真吾	一般財団法人 食品産業センター	企画・渉外部 次長
委員	橋本 信善	一般社団法人日本プラスチック食品容器工業会	専務理事
委員	原田 英明	全日本菓子協会	常務理事
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事
委員	町田 秀信	日本豆腐協会	専務理事
委員	森 浩二	一般社団法人日本印刷産業連合会	環境安全部部长
委員	横田 憲雄	株式会社吉野工業所	環境室リーダー
委員	前川 恵士	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ プラスチック容器事業部長

## V 事業報告の附属明細書

### 事業報告の附属明細書

令和 5 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書は「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、作成しない。

令和 6 年 6 月  
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会